

第5次 豊丘村

総合振興計画

【平成25年度～平成34年度】

ずっとふるさと もっととよおか

長野県下伊那郡
豊丘村

第5次豊丘村総合振興計画

The 5th General Program for the Promotion



第5次豊丘村総合振興計画あいさつ

私達の豊丘村が位置する南信州伊那谷に、千年に一度の大事件が起きようとしています。奇しくも東日本大震災が貞観の大震災(平安時代)以来の千年に一度といわれる規模で東北地方の太平洋側を襲い、地震と津波と原発事故による未曾有の大災害を引き起こしたり、昨年は8百年ぶりという本州、九州を中心とした広い範囲での金環日食が観測されたりして、今を生きる私たちは不思議な運命にあるといえるのではないのでしょうか。

特にこの南信州豊丘村に住む私たちには、不思議で宿命的な千年に一度というチャンスがめぐってこようとしています。リニア中央新幹線が伊那谷を通過することです。

7世紀初めに東山道がこの伊那谷を通過したことにより、私たちの先祖が住む伊那谷は東西の文化の結節点となりました。当時とすれば都の文化が東日本へ流れこんでゆく、まさにその入り口が伊那と当時から呼ばれていたこの伊那谷です。都の情報が流れ込む伊那谷は、文化の香り高い地域であったといわれています。国家プロジェクトとして東京と大阪を最短 67 分、時速 500 キロで東と西の都を結ぶリニア新幹線の計画が、奈良時代以前から西日本と東日本の文化の結節点として栄えてきた飯田地方を通過することは運命だったのです。

そのリニアの路線と駅の位置も、今年の秋にはJR東海によって示されます。2027年の東京、名古屋間の営業開始をめざします。そのころには三遠南信道も開通していることと考えます。

第5次総合振興計画は、まさに14年後のリニア中央新幹線開業や三遠南信道開通を見据え、大胆な実効性を伴いながら、且つ不易な人と人のコミュニケーション、地域の文化の継承、ふるさとの原風景の保全、産業の振興などを「ずっとふるさと もっととよおか」のキャッチフレーズのもと目指します。これらの目標に対して、「豊丘スタイルの戦略的創造」「地域力で育み支えるふれあいの村」「誰もが安心して健やかに暮らせる体制づくり」「ふるさとを愛し輝く未来を拓く心豊かな人づくり」「豊丘の原風景とやすらぎあふれる住環境の創出」「住民の活動を支える行政運営」と六つの章に分類し、それぞれの課題に対して行政評価制度のPDCAサイクルを繰り返し実施することで、第5次総合振興計画を具現化していきます。

世界一の可能性を秘めた豊丘村の未来を信じて、力強くスクラムを組んでともに前進していきましょう。

平成 25 年 3 月

豊丘村長 下平喜隆

第5次豊丘村総合振興計画 目次

第1部 序論

第1章	計画策定の趣旨	6
1.	計画の目的	6
2.	計画の性格	6
3.	計画の構成と期間	7
第2章	計画の背景	8
1.	村の概要	8
2.	人口の動き	10
3.	就業人口と就業構造	14
4.	時代の潮流	15

第2部 基本構想

第1章	むらづくりの基本理念	18
第2章	むらの将来像	19
第3章	人口目標	20
第4章	土地利用	21
第5章	施策の大綱	22
第1節	施策の大綱の体系	22
第2節	施策の大綱	23

第3部 基本計画

第1章	土地利用計画	33
第1節	土地利用計画	34
第2章	豊丘スタイルの戦略的創造	39
第1節	農業・林業の振興	40
第2節	商業・工業の振興	44
第3節	雇用の確保	47
第4節	観光の振興・都市との交流	48
第5節	遊休農地対策	50

第3章	地域の力で育み支えるふれあいのむら	51
第1節	人口増・定住対策	52
第2節	地域づくり・コミュニティの推進	55
第3節	交通安全対策	57
第4節	消防組織対策	59
第5節	防災対策	61
第6節	防犯対策	63
第4章	誰もが安心して健やかに暮らせる体制づくり	65
第1節	地域福祉の充実	66
第2節	高齢者福祉の充実	68
第3節	障がい者福祉の充実	71
第4節	児童福祉・子育て支援	73
第5節	医療・健康づくり対策	76
第5章	故郷を愛し輝く未来を拓く心豊かな人づくり	79
第1節	人権教育の推進	80
第2節	学校教育の充実	82
第3節	社会教育の充実	85
第4節	スポーツ振興	88
第5節	文化財保護と地域文化の振興	90
第6章	豊丘の原風景とやすらぎあふれる住環境について	93
第1節	道路環境整備の推進	94
第2節	災害に強い村土づくり	96
第3節	公園の整備	98
第4節	上下水道の整備	100
第5節	ごみの減量化・再資源化	103
第6節	景観の保全	106
第7節	自然エネルギーの活用	108
第8節	水環境の保全	109
第7章	住民の生活を支える行政運営	111
第1節	公共交通機関の整備	112
第2節	事務事業の効率化	113
第3節	広域行政の推進	116
第4節	高速交通路網の整備	117

第1部

序論

第1章 計画策定の趣旨

第2章 計画の背景

1. 計画の目的

本村では、平成15年4月に「心ふれあい しあわせ実感 うるおいの郷 とよおか」をむらの将来像とした「第4次豊丘村総合振興計画」を策定し、これをむらづくりの指針として計画的に施策の展開を図り、村勢の発展、村民生活の向上に努めてきました。

しかし、この間、地球温暖化などの環境問題の深刻化、少子高齢化の進行、大規模災害による生命や財産の危機、あるいは情報化や国際化の進展、高速交通網の整備による交流圏や経済圏の拡大など、私たちを取り巻く環境は、予想を上回るスピードで大きく変貌してきています。加えて、地方分権の積極的な推進や年金、医療、介護などの社会保障制度の改革など自治体の行政システムや村民生活に直結する社会基盤の変革が進められています。また、私たちの意識や価値観も多様化してきており、これらの変化に迅速かつ的確に対応することが必要となっています。

こうした時代の潮流に的確に対処し、村のさらなる発展と豊かな村民生活の実現を図るため、豊丘村の優れた資質を生かし、村民とともに明るい未来のむらづくりを推進していく指針として「第5次豊丘村総合振興計画」を策定したものです。

2. 計画の性格

総合振興計画は、本村の将来を見据えめざすべき「むらの将来像」を明らかにし、その実現のために必要な施策の大綱を定めるとともに、施策の展開にあたっての基本方向を示すものです。

また、村政運営の最も基本となる指針であるとともに、村民や本村に関係する団体・企業・事業者など、あらゆる人々にとって共通の指針となるものです。

この計画に基づき、村民・行政が連携・協力して総合的かつ計画的な行政運営ならびにむらづくりに関する諸活動を進めていくこととします。

3. 計画の構成と期間

①基本構想

基本構想は、将来の村のあるべき姿（むらの将来像）及びめざすべき方向（むらづくりの目標）を明らかにし、その実現のための基本的施策（むらづくりの方向）を定めたものです。

村政運営を総合的・計画的に進めていくための基本となるものであり、また、村民や団体、事業者等のむらづくりに関しての行動指針ともなるものです。さらに、国や県などが本村に関わる諸施策を行う際に尊重されるべき指針となるものです。基本構想の期間は10年間とし、基準年次を平成25年度、目標年次を平成34年度とします。

②基本計画

基本計画は、基本構想を実現していくために必要な施策を分野別に体系化し定めたものです。基本計画は、前期計画（平成25年度～平成29年度までの5年間）と、後期計画（平成30年度～平成34年度までの5年間）とします。今回の基本計画は前期計画となり、目標年次を平成29年度とします。また、平成29年度には基本計画の見直しを行い、平成34年度を目標年次とする後期計画を策定します。

③実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策の事業計画として具体化するものであり、毎年度の予算編成の指針となります。

計画期間は3年間として毎年度ローリング方式¹により見直しを行い、別途定めるものです。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
基本構想									
前期基本計画（平成25年度～29年度）					後期基本計画（平成30年度～34年度）				
実施計画									
		実施計画							
			実施計画						

¹ ローリング方式

当初年度を含む3か年を対象とした計画を策定し、次年度においては、当初年度を除き第4年度を加えた3か年を対象とした計画の見直しを行い、順次これを繰り返す方式。

1. 村の概要

①位置と地勢

豊丘村は長野県下伊那郡の北部、天竜川の東側に位置し、東は鬼面山(1,889.3m)および大西山等、伊那山脈を境として大鹿村、上村に続き、南は高関山境に喬木村に接しています。また、西は天竜川を隔てて高森町、松川町に相對し、北は間沢川をはさんで松川町生田に接しています。総面積は76.85 km²で、東西10.5 km、南北7.5 kmの地形は、森林がほぼ80%を占め、集落の形成は天竜川沿岸の下段地域、河岸段丘を重ねる中段地域および山間地帯（上段地域）に大別されます。

地質は、天竜川の沖積地帯（下段）伊那層上に火山灰を堆積した洪積台地（中段）花崗岩の基盤上を砂質土で覆った山間地帯（上段）から成っており、伊那山脈に源を發する壬生沢川、虻川、漆沢川、芦部川、寺沢川、市の沢川、間沢川の一級河川が、いずれも段丘を横断して溪谷をつくり天竜川に注ぐなど起伏に富んだ村です。

②沿革

本村は、1万年以前の旧石器時代から人が住みつき、土地の利を生かした独自の暮らしを拓いてきたといわれ、村内各地からは、縄文時代の土器や土偶、古墳時代の須恵器などが多数出土しています。

奈良時代は伴野庄の中心地域で、平安時代は上西門院の御領地であり、鎌倉時代になって地頭として知久氏が久堅を中心に次第に勢力を拡張するなかで同氏の統治下に入り、吉野、室町の両時代を経過しました。

戦国の世となって知久氏は一時滅び、武田、織田、豊臣等の諸氏の支配を転々としましたが、徳川氏の政治が安定すると、河野、堀越、田村は再び阿島知久氏の知行所となり、林は幕府の直轄地（天領）となって上伊那飯島代官所の支配に属しました。また、伴野、壬生沢、福島は美濃高須藩松平氏の所領となって山本村の竹佐代官の支配する所となりました。

明治のはじめ、虻川以北の地域は伊那県に、以南の地域は名古屋藩に属したが、明治4年全地域筑摩県下に編入となりました。

明治8年、河野は生田と合併しましたが、同14年再び別れて、河野村になりました。役場は生田と連合して福与にありました。（連合戸長役場）しかし、明治22年町村制施行に伴い役場も別々になりました。

一方、田村、林、壬生沢、伴野、福島の地域は、明治8年に合併して神稲村をつくり、明治9年には両村とも長野県の所管に入りました。

その後、明治、大正、昭和へ続き、昭和30年4月、河野、神稲両村が合併して現在の豊丘村が誕生しました。

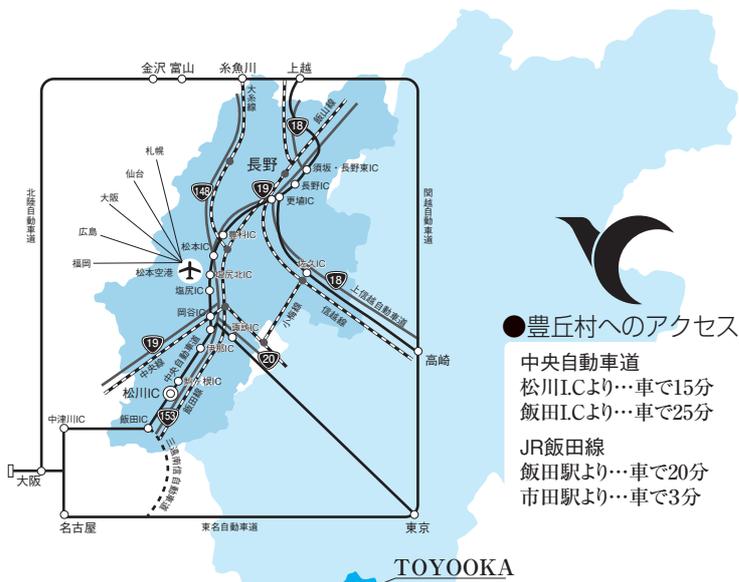
③交通条件

本村には鉄道の駅はありませんが、天竜川をはさんだ西側に JR 飯田線が通っています。最寄駅は市田駅で、村の中心部から約 1.5km の距離にあり、徒歩でも約 15 分で行くことができます。

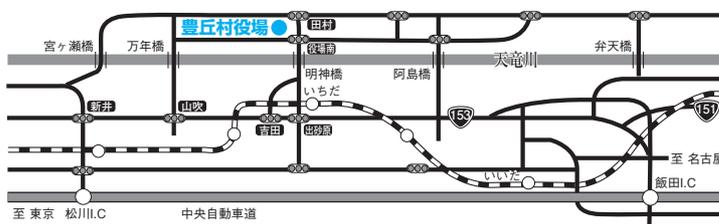
また、平成 39 年(2027 年)には東京品川と名古屋を結ぶ次世代の高速交通路リニア中央新幹線の開通も予定されており、首都圏、中京圏への利便性が格段に増すことが予想されます。

道路については、天竜川沿岸地帯を主要地方道 県道伊那生田飯田線及び村道竜東一貫道路が南北に通る、それに直交して県道市田停車場線が通っています。また、河岸段丘地帯を広域農道が南北に通過し、この4路線が村の広域道路体系の骨格となっています。高速道路に関しては、中央自動車道松川インターチェンジ及び飯田インターチェンジまでは車でそれぞれ約 15 分と約 25 分の距離となっており、自動車交通においては高い利便性を有しています。

加えて、南信州地域と静岡県浜松市を結ぶ三遠南信自動車道の整備も進められています。この道路の開通により東海地方へのアクセスが容易となり、交流、交易が活発になることが期待されます。



豊丘村

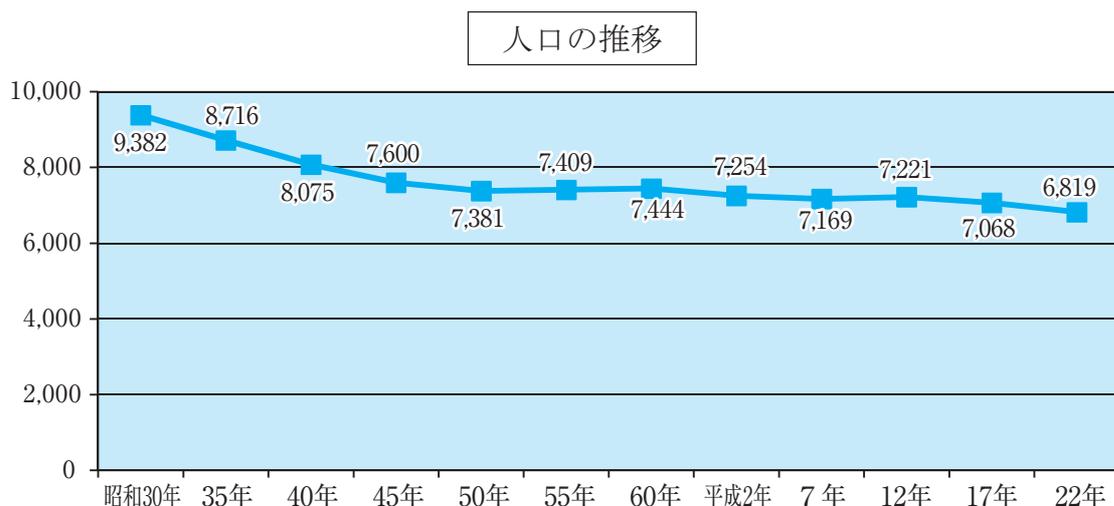


2. 人口の動き

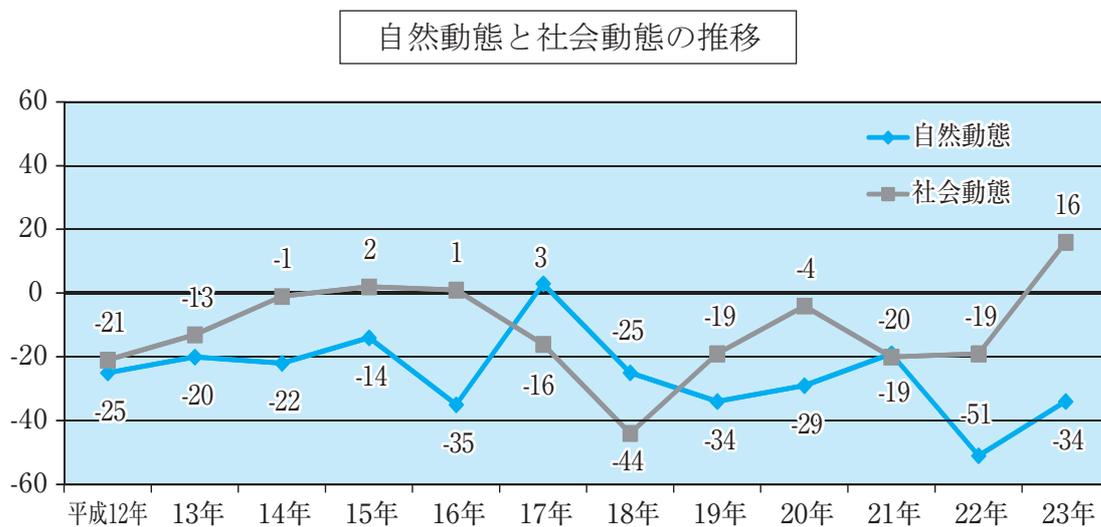
①人口の推移

本村の人口は、全国的な傾向と同様に減少傾向にあります。

人口の自然動態*¹では、平成17年度以外は減少が続いています。これは少子化の影響を顕著に示していると言えます。一方、人口の社会動態*²は増加と減少を行き来している状態が続いていますが、平成23年度に大きく増加しています。これは、賃貸住宅団地や住宅団地の造成などで住宅が増加したためと考えられます。



(資料:国勢調査)



(資料:住民基本台帳)

¹ 自然動態

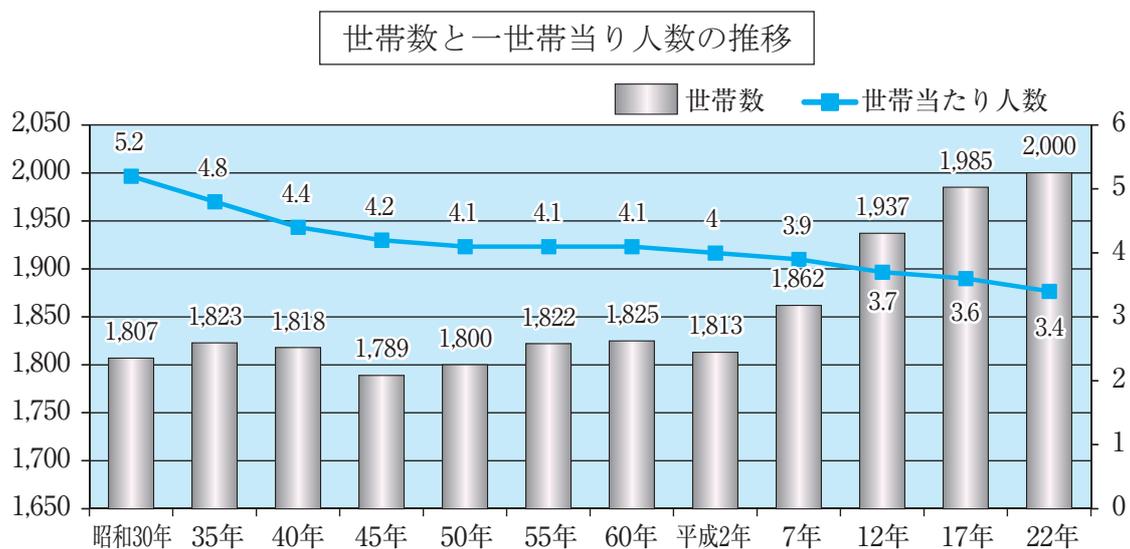
出生、死亡による人口の変化をみたもので、出生数と死亡数の差で表す。

² 社会動態

転入、転出による人口の変化をみたもので、転入者数と転出者数の差で表す。

②世帯数の推移

世帯数は平成2年から増加の一途ですが、一世帯当たりの人数は減少し続けています。これは核家族化が急速に進行していることを示しています。



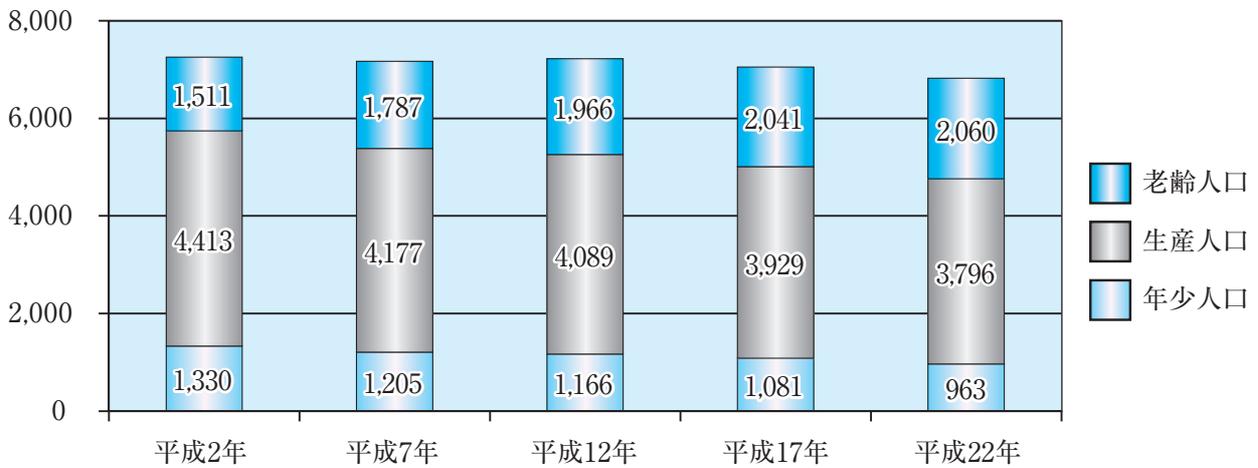
(資料:国勢調査)

③年齢構成

年齢構成では、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少しつづけています。一方、高齢者人口(65歳以上)は増加しています。

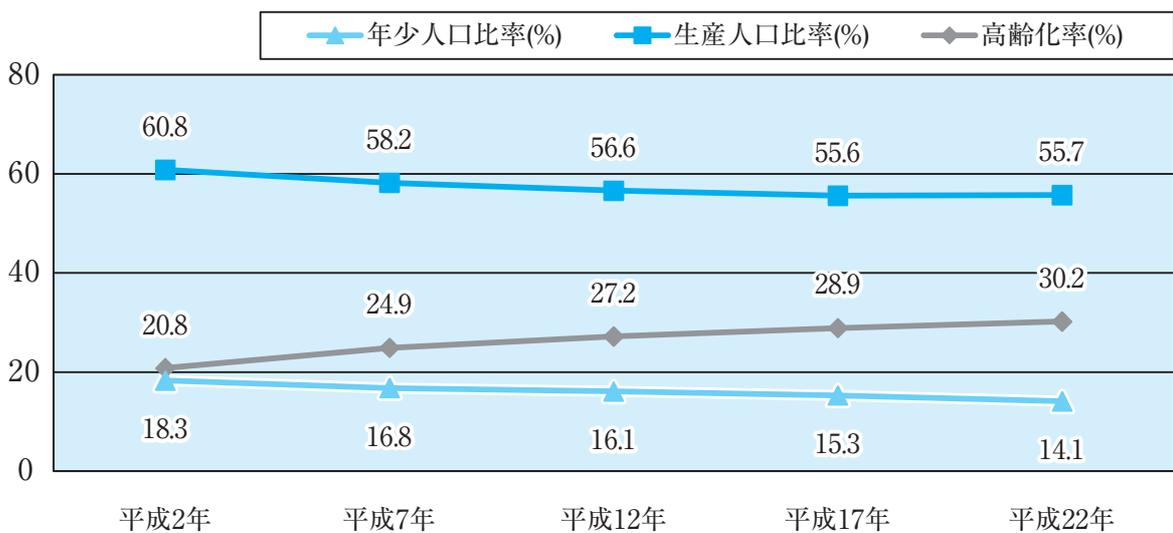
高齢化率は全国平均23.0%(平成22年国勢調査)を大きく上回り、平成22年度には30.2%と30%を超えています。抜本的な人口対策をとらない場合、今後も少子高齢化が一層進行し、児童数の減少、生産年齢人口の減少が進み、地区での活動や地域コミュニティの維持が困難になってくることが予想されます。

年齢構成の推移



(資料:国勢調査)

年少人口・生産年齢人口・高齢者人口比率の推移



(資料:国勢調査)

④地区別人口の推移

地区別の人口では、村内の傾向と同様に減少基調にあります。下段地域では、住宅団地の開発や道路の開通などで住宅地がひろがり減少幅は大きくはありませんが、中山間地では一貫して減少傾向が続いています。

地区別人口の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
河野	1,739	1,697	1,693	1,686	1,648
堀越	435	407	400	361	338
田村	2,212	2,162	2,180	2,093	2,049
林	1,135	1,131	1,104	1,120	1,101
伴野	1,255	1,329	1,471	1,530	1,473
福島	327	312	264	232	205
壬生沢	312	276	265	224	219

(資料:住民基本台帳)



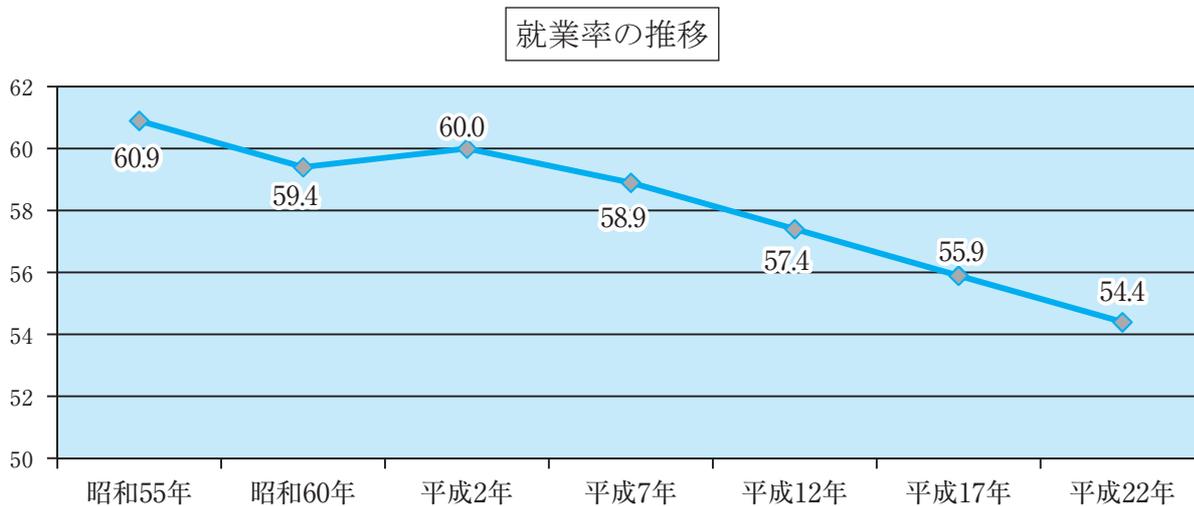
3. 就業人口と就業構造

就業人口とともに就業率は減少しています。これは人口の減少と高齢化の進行によるものと考えられます。

就業構造については、第1次産業が減少、第2次産業が横ばい、第3次産業が増加しており、平成12年度からは第3次産業就業者が最も多くなっています。



(資料:国勢調査)



(資料:国勢調査)

4. 時代の潮流

①経済・社会の成熟化

日本の経済は、旺盛な内需の拡大もあって成長を続けてきましたが、物質的な豊かさが相当程度実現されたことや、今後は人口が減少していくことから、かつてのような国内需要の大幅な伸びは期待できない状況にあります。

加えて、経済的発展や平均寿命の伸びなどを背景に、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進み消費者の意識はかつてないほどのスピードで変化を続けています。

これらの諸問題を克服し地域経済を活性化させるためにも、地域資源を活用した特色ある商品やサービスの開発が益々重要となっています。また、人々の価値観の変化に伴う心安らぐ暮らしや、今後増加する高齢者のニーズなどに応える製品・サービスの充実も重要となってきます。

②少子高齢化・人口減少の進行

全国的に見て、出生率が長期的に低下し続けている一方、平均寿命の伸長などにより総人口に占める高齢者の割合が急速に増加しています。また、総人口は平成17年より減少局面に入っており、今後は本格的な人口減少社会を迎えます。

人口減少や高齢化の進行は、産業面では国内・域内需要や労働力の減少をもたらし、地域では担い手が減少することによりコミュニティ機能が低下するほか、社会資本の維持に必要な一人当たりの負担が増加することが見込まれます。そのため、これら少子高齢化の諸問題を前提とした社会経済システムの見直しや活性化などの対応が急務となっています。

当村でも例外ではなく、昭和22年の10,281人をピークとして人口は減少し続けています。高齢化率も、平成22年度国勢調査で30.2%と全国平均の23.0%を大きく上回っています。

特に中山間地区では、少子高齢化や人口流出が加速度的に進行し地域を支える力が低下するため、将来的には集落の維持が困難となることが懸念されています。

このように人口減少による地域コミュニティ機能の低下や国・地方の財政状況のひっ迫、社会のニーズの多様化・複雑化に対応し、社会サービスを維持していくためには、地域社会を構成する様々な団体、そして村民一人ひとりが主体的に参加し、共創・協働していくことが求められています。

③価値観の多様化と子どもを育む力の低下

経済的発展や平均寿命の延びなどを背景に、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進み、ものの豊かさより心の豊かさに重きを置き、地域の自然や文化芸術、健康への志向などゆとりを重視した創造的な生活を求めたり、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)を図って生活の質を大切にする意識などが高まっています。

その一方で、社会的モラルの低下、心のあたたかさや思いやりの欠如、個人主義的な風潮の行き過ぎ、人間関係や住民相互のつながりの希薄化などの傾向があり、地域社会における支え合い意識の低下が懸念されています。

こうした中で、個々の価値観を尊重しあい、多様な個性を育みながら、誰もが社会の一員としての自覚をもち、責任を果たしていく社会の実現が求められています。

また、子どもの教育をめぐるっては、学ぶ意欲や規範意識、体力・運動力の低下、少子化・核家族化、情報化等の社会環境の変化や人間関係の希薄化を背景に、学校における不登校児童やいじめなど、子供を取り巻く様々な問題が発生しており、学校、家庭、地域が連携しながら、健やかにたくましい子どもを育てられるよう連携を図っていくことが求められています。

④安心・安全や環境に対する意識の高まり

自然災害の頻発、悪質な犯罪の多発、国境を越えた感染症の発生、食品の安全問題、地球温暖化の進行などを背景に、安心・安全や環境に対する人々の意識が高まっています。

全国各地で大規模な地震や集中豪雨等に伴う激甚な災害が発生している中で、災害の発生に対して被害を減らす減災の視点で自然災害と向き合い、適切な備えを怠らないことが一層重要性を増しています。

また、医療体制や福祉の充実、食の安全の確保、女性、中高年齢者、障害者、フリーター・ニートなど若年者などの雇用問題への対応、治安の維持など、安全で安心して暮らせる環境の創出に期待が高まっています。

さらに、地球温暖化の進行は地球規模での異常気象の発生、生態系の変化等の広範な影響が予測されており、人類共通の課題となっています。こうした中で、環境への負荷の軽減や循環型社会の形成、自然環境の保全・再生など、実効性のある取組みを緊急に講じていく必要があります。

⑤国・地方を通じた厳しい財政状況

バブル経済の崩壊以降、長引く景気低迷による税収の落ち込みや、数次に渡る景気・経済対策などを要因とする公債残高の累積や急速な高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加などにより、国・地方を通じて極めて厳しい財政状況が続いています。

現在の地方財政の構造は、地方公共団体が行政サービスの提供主体として大きな役割を果たしている反面、地方交付税等の国から交付される財源に大きく依存するものとなっているため、自主財源を確保し、地方の自主性、自由度を高める方向の財政構造改革が急務となっています。また、多様化、複雑化する行政需要に的確に対応し、激化する地域間競争を克服するためには、地方公共団体が自ら改革を断行して行財政基盤の強化を図り、特性を生かした個性的な地域経営を推進していく努力が不可避となっています。

第2部

基本 構想

第1章 むらづくりの基本理念

第2章 むらの将来像

第3章 人口

第4章 土地利用

第5章 施策の大綱

本村のむらづくりの方向を示す基本構想は、豊丘村民憲章の理念をむらづくりの基本理念とし、真に豊かな暮らしが実感できる豊丘を創造します。

村 民 憲 章

わたくしたちの村は、東に伊那山脈、西に天竜川を望む河岸段丘の上にあり、豊かな自然に恵まれ古くより竜東の中心地域として発展してきました。

わたくしたちは、このかけがえのない郷土を愛し、より豊かにするようここに村民憲章を定めます。

- 緑と清流を、こよなく愛する村にしましょう。
- 教育を重んじ、文化のかおり高い、平和な村にしましょう。
- 産業をおこし、若い力を育て、活力ある村にしましょう。
- 思いやりの心もち、希望のある、福祉の村にしましょう。
- あいさつをかわし、明るい家庭をつくり、住みよい村にしましょう。

むらづくりの基本理念を踏まえ、本村の目指す将来像をつぎのとおり定めます。

ずっと ふるさと もっと とよおか

“ 守っていく豊丘らしさ、創っていく豊丘らしさ ”

豊丘村が将来にわたって持続的に発展していくためには、新しい価値「豊丘ブランド」の創出による産業振興と、「豊丘を愛する」心豊かで輝く未来を拓く人づくり、若者のあふれる力を「豊丘の推進力」とするむらづくりが必要です。

ずっと豊丘村らしくあるために、自然が織りなす原風景の中で、村民自らが地域づくりを実践し、村民がお互いに支えあう、緑と愛があふれる故郷を守り続けます。

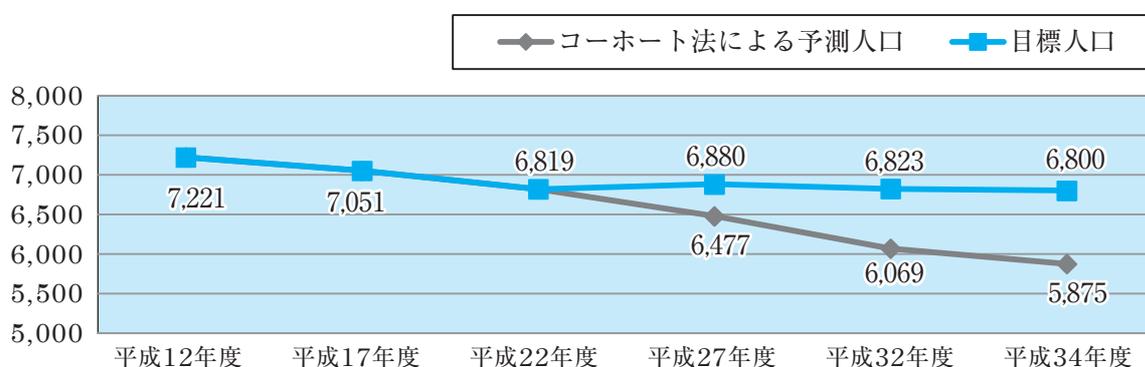
また、もっと豊丘村らしく、もっと豊丘村が活力あふれるものとするために、豊丘ブランドの創出を戦略的かつ強力に推進し持続的な産業振興を図るとともに、若者が定住し地域で活躍する社会を構築し、輝く新しい未来の豊丘村を創造します。



近年の国勢調査の動向を鑑みると、全国的な傾向として日本は人口縮小の方向に向かっており、当村でも例外ではありません。コーホート法*¹による人口予測では、目標年次である平成34年度には6,000人を割り込むと推定されます。

今後は、住民が安心して定住できるむらづくりを目指し、生活環境の整備、産業振興、保健・医療・福祉サービスの充実をより一層進めることで、これ以上の人口減少、人口流出に歯止めをかけるよう努めます。目標では、現在の規模を維持できる人口として6,800人、世帯数を2,000戸として設定します。

人口目標



年齢3区分別人口の推移

区分/年次	平成22年	平成27年 (予測)	平成32年 (予測)	平成34年 (推計)	平成34年 (目標値)
年少人口 (0～14歳)	963	833	692	643	950
生産人口 (15～64歳)	3,796	3,546	3,275	3,144	3,750
高齢人口 (65歳以上)	2,060	2,098	2,102	2,089	2,100
総人口(人)	6,819	6,477	6,069	5,875	6,800
高齢化率	30.21%	32.39%	34.64%	35.55%	30.88%
世帯数(戸)	2,000	1,963	1,897	1,895	2,000

¹ コーホート法

ある年の男女・年齢別人口を基準人口として、これに出生率などの要因についての仮定値をあてはめて将来の人口を計算する方法。

土地は、生活や産業活動などの共通基盤であるとともに、多面的・公益的な機能を有する村民の限りある貴重な財産であり、村全体で均衡のとれた発展を図る必要があります。

このため、「国土利用計画*¹ 豊丘村計画」(平成25年3月21日議決、以下「土地利用計画」という。)に基づき、村民の理解と協力のもとに公共の福祉を優先させ、自然環境との調和を図り、秩序ある土地利用を推進するとともに、長期展望に立ち、各地域における社会経済や歴史・文化等諸条件に配慮し、快適な生活環境の確保と産業の振興をめざした総合的な土地利用に努めます。

また、土地のもつ多面的・公益的機能が発揮できるよう、私有財産であることを尊重しつつ、公共のために利用すべきことを、村民の共通の認識として理解を図ります。



¹ 国土利用計画

国土利用計画法に基づいて、国土の利用に関する基本構想や利用目的に応じた区分ごとの規模の目標等を定めた計画。

第1節 施策の大綱の体系

村の将来像 (キャッチフレーズ)	むらづくりの目標 (基本方針)	むらづくりの方向 (主要施策)
<p>ずいじゆ ふるさと もじゆ とよおか</p>	<p>① 豊丘スタイルの戦略的創造</p>	<p>農業・林業の振興 商業・工業の振興 雇用の確保 観光の振興・都市との交流 遊休農地対策</p>
	<p>② 地域ので育み支える ふれあいのむら</p>	<p>人口増・定住対策 地域づくり・コミュニティの推進 交通安全対策 消防組織対策 防災対策 防犯対策</p>
	<p>③ 誰もが安心して健やかに 暮らせる体制づくり</p>	<p>地域福祉の充実 高齢者福祉の充実 障がい者福祉の充実 児童福祉・子育て支援 医療・健康づくり対策</p>
	<p>④ <small>ふるさと</small> 故郷を愛し輝く未来を拓く 心豊かな人づくり</p>	<p>人権教育の推進 学校教育の充実 社会教育の充実 スポーツ振興 文化財保護と地域文化の振興</p>
	<p>⑤ 豊丘の原風景とやすらぎ あふれる住環境の創出</p>	<p>道路環境整備の推進 災害に強い村土づくり 公園の整備 上下水道の整備 ごみの減量化・再資源化 景観の保全 自然エネルギーの活用 水環境の保全</p>
	<p>⑥ 住民の活動を支える 行政運営</p>	<p>公共交通機関の整備 事務事業の効率化 広域行政の推進 高速交通路網の整備</p>

第2節 施策の大綱

1 豊丘スタイルの戦略的創造

- 競争が激化する社会情勢に対応する、生き残りをかけた戦略的な産業振興を推進します。農商工が連携した6次産業化*1を戦略的かつ強力に仕掛け、新しい価値「豊丘ブランド」を創造します。
- 広域的な連携と事業者との協力により、就業機会の確保とともに、若者の地元就業を支援し、若者の地元への定着を図ります。
- 農地の25%を占める遊休荒廃地*2の状況を打破するため、農業者による活用とあわせ、多様な主体、多様な手法による活用を強力に推進します。

①農業・林業の振興

農業の安定的な発展を図るため農業経営者の育成を推進するとともに、持続可能な農業経営を支援します。

また、消費者が魅力を感じられる高付加価値農業*3を推進するため6次産業化を目指し、生産物のブランド化や特産物・加工品の開発、地域の特性を生かした観光農業への展開を、長期的展望に立って推進するとともに、減農薬栽培など環境や健康に配慮した農業の促進に努めます。農業が果たしている役割を認識するとともに、広域的な取り組みを検討し、魅力ある農村社会を築きます。

森林資源と自然景観の保全に努め、森林の持つ多様な公益的機能が持続的に発揮できる森林づくりに取り組みます。また、社会全体の共通の財産として、その恩恵を享受できることについて、村民の理解を深めるよう努めます。

②商業・工業の振興

事業者の経営体質の改善や担い手の育成、経営基盤の強化等について支援を図るとともに、農商工が連携した6次産業化を展開し、新しい商工業の形、豊丘ブランドの創出を促進します。また、村内での購買を促すとともに、快適で魅力的な空間を創出し、村民が育て、地域の交流の場となる、商業を支える環境づくりに努めます。

企業の経営の合理化や担い手の育成、経営基盤の強化等の支援の充実を図り、競争力のある産業の構築を推進します。また、企業進出を促す魅力的な環境を整備するとともに、積極的、戦略的に情報を発信し、河野新田地区、伴野工場団地等への企業誘致を推進します。

1 6次産業

農山漁村の活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業（加工・販売等）に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取り組み。

2 遊休荒廃地

高齢化、過疎化による人手不足等で、過去1年間以上に渡り耕作されたことがなく、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地。

3 高付加価値農業

生産物の原価と売価の差である付加価値が大きい商品のこと、ただ単に農畜産物を生産するだけでなく、生産物を加工したり有機栽培を行ってJAS法の認証を受けるなどして、商品価値を高める農業。

③雇用の確保

雇用の安定と村民の生活の安定向上を図るため、新たな就業機会の確保や人材の育成について、広域的な連携を推進するとともに、企業と協力し、若者が地元で就職しやすい環境づくりに取り組みます。また、高齢者や心身障がい者の雇用の促進、勤労者の福祉の向上などに取り組みます。

④観光の振興・都市との交流

魅力ある観光づくりを図るため、既存の各種観光事業の健全発展を図るとともに、自然環境・農地を活用した個性的な観光事業を広域的に連携し展開します。また、観光農業に携わる人材の育成と支援を図ります。

大都市との高速交通路網の開通を見据えグリーンツーリズム⁴による都市との交流を積極的に推進し、交流人口を生かした高付加価値農業の振興や新たな産業の創出を図ります。また、体験農園・観光農園をはじめとした活動環境の整備や、都市部の観光客が求める原風景の保存など交流体制の整備を図ります。

⑤遊休荒廃農地対策

急増している遊休荒廃農地に対して、地元、所有者と協力し新たな作物の作付けや事業転用など対策を施すとともに、農地の流動化を促し、多様な主体、多様な手法による積極的な活用を推進し、健全な村土の維持、景観の保全に努めます。

2 地域力で育み支えるふれあいのむら

○活力あるむらづくりに取り組みながら、すべての村民が家庭や地域でふれあい、支え合い、協力しあって安心して暮らすことのできる地域社会をつくります。また、村民の声が反映されるむらづくりを進めるため、全ての村民が自ら積極的に参加し、行動できる環境づくりをすすめます。

○災害や事故、犯罪等から村民の生命、財産を守るため、総合的な防災体制の整備や村民・関係団体・行政が一体となった防犯交通安全対策を進めます。

①人口増・定住対策

人口目標実現のため、土地利用計画に基づき計画的でゆとりある宅地対策を積極的に推進するとともに、美しい田園風景を守りながら安心して暮らせる宅地の整備に努めます。

また、活力あるむらづくりを目指し、若者が定住する魅力ある住宅環境、制度の整備について充実を図ります。

②地域づくり・コミュニティの推進

地区計画に基づく地域住民の主体的な地域づくりを促進し、村民自らの自治意識に根差したむらづくりを進めるため、コミュニティ組織の意識の高揚、活動の支援、施設の整備を推進します。また、若者・女性も地域づくりに積極的に参加できる社会の構築と意識の醸成に努めます。

⁴ グリーンツーリズム

農村などでの長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動。

むらづくりの主役である村民の声を村政に反映し、村民と行政が連携・協力して魅力あるむらづくりを進めるため、広報広聴活動の充実を図り双方向的な情報共有に努めるとともに、パブリックコメント⁵等を活用し村政への積極的な村民参画を推進します。

③交通安全対策

交通事故を防止するため、交通安全教育及び交通安全運動を推進し、村民の交通安全意識の高揚、特にお年寄りや子供の交通安全に対する意識をより高める対策を図るとともに、交通安全施設の整備を推進し、交通安全対策の充実を図ります。

④消防組織対策

村民の生命や財産を災害や火災から守るため、防火意識の高揚を図るとともに、消防団体制の整備、消防施設の充実等消防体制の強化を図ります。また、地域の自主防災組織との連携を図り、村民の安心・安全な暮らしを住民と共に守るように努めます。

⑤防災対策

大規模災害に備えた地域防災計画⁶の拡充や防災施設、防災情報網の整備を図ります。また、関係機関と連携し、災害時の応急体制、相互応援体制の確保に努めます。さらに、災害に強い地域社会を形成するため、防災意識の高揚を図り、自主防災組織の充実を図ります。

⑥防犯対策

犯罪のない安全な村とするため、関係機関と連携した防犯体制の充実や防犯活動の促進を図るとともに、村民に対しては防犯への啓発活動を行っていきます。また、地域の街路灯・防犯灯の整備を進めます。

3 誰もが安心して健やかに暮らせる体制づくり

○保健・医療・福祉分野が連携し、村民が必要なときに適切なサービスを受けることができる総合的な取り組みを行い、すべての村民が安心して健やかに暮らせる環境をつくります。

○子どもを安心して生み育てられる社会づくり、子育てをしやすい環境づくりに取り組みます。

①地域福祉の充実

村民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける社会を実現するため、思いやりと助け合いの心を大切に、地域全体で支える福祉施策の充実と村民の福祉に対する意識の醸成を図ります。また、地域福祉の拠点となる社会福祉協議会が質の高い福祉サービスを提供するよう充実を図るとともに、地域福祉に欠かせない民生児童委員会活動の充実を図り、ボランティア・NPO⁷活動に対する村民の意識高揚と積極的な運用を支援します。

⁵ パブリックコメント

公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによってよりよい行政を目指す。意見公募制度。

⁶ 地域防災計画

住民の生命、身体および財産を災害等から守るため、防災に関する業務や対策などの方向性を定めた総合的な計画。

⁷ NPO (Nonprofit Organization または Non-for-Profit Organization)

広義では非営利団体のこと、狭義では非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことを指す。

②高齢者福祉の充実

高齢者が長年培ってきた知識や技能を生かし、健康で生きがいを持って活躍できる社会づくりのため、活動の支援及び体制づくりを推進します。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいを持って生活できるよう、保健・医療・福祉の連携によるきめ細かなサービスの提供に努めます。また、介護保険制度の円滑な運営に努めるとともに、要介護を防止する介護予防事業の充実を図ります。

③障がい者福祉の充実

障がいのある人をはじめ誰もが、地域や家庭で自立でき、生きがいを持って生活ができる社会づくりのため、健常者が正しく障がいについて理解し心のバリアフリー⁸を推進するとともに、障がい者が積極的に活動できるための支援及び体制づくりを推進します。

障がい者が住み慣れた地域で安心して生きがいを持って生活できるよう、保健・医療・福祉の連携によるきめ細かなサービスの提供に努めます。

④児童福祉・子育て支援

働く親が子どもを安心して生み育てる社会を形成するため、多様な保育サービスの提供や放課後児童対策、相談体制の充実など支援体制づくりや施設の整備に努めます。在宅で子育てをする親には、安心して子供を育てられるような保育サービスを提供し、地域で子育てを支援する体制づくりや施設の整備に努めます。また、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、相談・支援体制の充実を図ります。発達障害の子どもに対しては、個々の能力を伸ばし社会の中で自立していくために、家庭とともに地域、行政が協力して取り組んでいく体制を推進します。

⑤医療・健康づくり対策

健康であることはすべての村民の願いであり、村民一人ひとりの健康は村の活力になります。すべての村民が生涯を通じて心身ともに健康に暮らせるよう、各年代に応じたきめ細かな保健活動を推進し、病気の予防や早期発見・早期治療に努めます。また、村民自らの健康づくりを推進します。

国民健康保険財政の健全化を図るため、健康の保持増進・疾病の早期発見及び早期治療など保健事業を推進し医療費の抑制を図ります。また、制度について村民の理解を促進し、健全な国民健康保険財政の運営に努めます。

4 故郷(ふるさと)を愛し輝く未来を拓く心豊かな人づくり

○誰もが等しく尊重され、個性や価値観を互いに認め合う、温かな心を育む社会をつくります。

○次の時代を担う子どもたちの健やかな成長のために、生きる力を育む教育に取り組みます。

○生涯にわたって学習やスポーツに親しむ機会の充実を図り、心と体の健康づくりと地域での絆づくりに取り組みます。

○郷土の伝統文化への理解や芸術・文化に触れる機会の充実を図り、豊かな心を育みます。

⁸ バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。近年は制度、文化、情報などの社会的障壁を無くすという意味でも使われる。

①人権教育の推進

すべての人々がお互いの人権を尊重し明るい社会の実現をめざして、村民各層にわたる人権教育の充実を図るとともに啓発に努め、人権尊重社会の実現を図ります。

②学校教育の充実

次代を担う児童生徒が基礎・基本及び生きる力を育み、心豊かで、たくましく成長するよう、教育体制、教育環境の充実を図ります。

教育体制においては、生きる力を育む教育を基本に、地域に根ざした教育を推進し、情報化・国際化など時代の変化に対応した教育を推進します。また、郷土に愛着を持ち、人間性豊かでたくましい子供を育成するため、家庭・学校・地域の連携強化を図る一方で、保育所、小学校及び中学校が連携し、一体となって村内において一貫した教育体制の整備に取り組みます。

教育環境においては、施設や設備を計画的に整備し充実を図ります。

更に、読書活動をはじめとした豊かな教育環境の更なる充実に努めます。

また、創造性と社会性のある青少年の育成を図るため、家庭・学校・地域・関係団体等の連携による育成活動と環境浄化、非行防止活動を推進します。更に、青少年の文化・スポーツ活動や世代間交流など社会参加活動を促進し自立心や社会性の育成を図ります。

③社会教育の充実

村民の多様化・高度化する学習ニーズに対応した生涯学習社会を実現するため、指導者の確保育成など推進体制を整備するとともに、学習機会の拡充や「村の文化の発信地・拠点」となる文化的施設の整備など学習施設の充実を図ります。また、公民館分館の活動を推進し、村民の自主的活動・学習を支援します。

④スポーツ振興

村民のスポーツ人口の底辺拡大を図り、気軽にスポーツを楽しみ、スポーツを通じた地域づくりや高齢者の健康づくり、村民の仲間づくりに生かせるよう、既存スポーツ施設の整備や有効利用を図るとともに、活動団体や指導者の育成など環境整備を図ります。また、生涯スポーツ⁹社会の実現に向けスポーツ振興に取り組む個人、団体等と協力しながら、地域スポーツ環境の充実を図ります。

⑤文化財保護と地域文化の振興

文化財の保護と郷土の歴史資料の活用を推進し、郷土に愛着を持つ心の醸成を図るとともに、伝統芸能や文化的行事の担い手の育成及び活動を支援します。

また、村民の豊かな情緒を養い、創造力を高めるため、芸術・文化に接する機会の充実を図ります。

⁹ 生涯スポーツ

生涯を通じそれぞれの年齢や体力、目的に応じて気軽に楽しく行うスポーツ・レクリエーションのこと。

5 豊丘の原風景とやすらぎあふれる住環境の創出

- 水と生き物と戯れ、光と星が瞬き、子ども達が笑顔で駆けまわる、豊丘の原風景を再創出し、未来に引き継ぎます。
- 安全で安心して暮らせる社会基盤を整備し、村民にやすらぎあふれる住環境を提供します。また、社会基盤が村民共通の財産であることの理解を深め、適切な利用と維持管理を、村民自らが実践する社会を構築します。
- 村民共通の財産である清らかな水環境の保全を図るとともに、環境に配慮したライフスタイルへの転換と自然エネルギーの普及を促進し、村民自らが実践する環境にやさしい社会を構築します。

①道路環境整備の推進

天竜川架橋実現は村及び地域の振興、発展の最重要課題であり、その実現に向け最大限の取り組みを行います。あわせて、リニア中央新幹線¹⁰、三遠南信自動車道¹¹などの高速交通網の効果を最大限に利活用できる広域幹線道路の整備を関係機関と協力して促進します。村内の暮らしや産業を支える幹線道路の整備を推進するとともに、村内地域を支える生活道路の急勾配、狭あい箇所解消と崩落等危険箇所の対策を進め、緊急時、災害時に強い安全・安心な道路環境の整備を図ります。また、老朽化が進む道路施設の予防的修繕を計画的に進め、長寿命化を図ります。共通の財産である道路に対する理解を深め、小規模な維持管理については村民自らが実践する社会「ALL FOR ONE, ONE FOR ALL 一人はみんなのために、みんなは一人のために」の構築と村民意識の向上に努めます。

②災害に強い村土づくり

本村の急峻な地形等から危惧される地震や風水害などの自然災害から、村民の生命・財産を守り、被害を最小限に抑えるため、治山・治水・土砂災害等の対策を積極的に進めます。あわせて、天竜川重要水防箇所、1級河川護岸などの整備を促進します。共通の財産である身近な小河川、用水路等の維持管理を村民自らが実践する社会「ALL FOR ONE, ONE FOR ALL 一人はみんなのために、みんなは一人のために」の構築と村民意識の向上に努め、村民と行政が一体となった災害に強い村土づくりを進めます

③公園の整備

既存の公園の維持管理を充実し、子供から高齢者まで楽しめ、村民の憩い・交流の場となるよう住民と協力して整備するとともに、村民全体の財産であるという意識を持ち施設を大切に使用するよう啓発を図ります。

また、公園の整備については村民の自主的な取り組みを支援し、協力して設置に向けて取り組みます。

¹⁰ リニア中央新幹線

東京都から大阪市に至る新幹線の整備計画路線。最高設計速度 505km/h の高速走行が可能な超電導磁気浮上式リニアモーターカーにより建設される。首都圏・中京圏間の 2027 年の先行開業を目指しており、東京・名古屋間を最速で 40 分で結ぶ予定。

¹¹ 三遠南信自動車道

長野県飯田市の中央自動車道・飯田山本 IC から愛知県を經由して静岡県浜松市北区の新東名高速道路・浜松いなさ JCT に至る、総延長約 100km の高規格幹線道路。

④上下水道の整備

水需要や水質汚染に対応した安定した飲料水の供給を図るため、水質や維持管理費等を勘案し地下水源あるいは表流水の利用について検討をすすめ、村民が安心して飲める水の確保に努めます。また、管路更新整備を計画的に進めます。

下水道施設の適切な維持管理に努めるとともに、施設の長寿命化及び耐震化を計画的にすすめ、安定した汚水処理を図り、排出される汚泥の再利用（循環型処理）を推進します。また、利用者に正しく下水道を使ってもらえるよう啓発活動にも取り組みます。

⑤ごみの減量化・再資源化

ごみの減量化・資源化を推進するため、分別収集の徹底、リサイクル活動など、村民総参加の取り組みを推進するとともに、各方面への働きかけを本村から発信し、環境に対する負荷の軽減と循環型社会*¹²の形成を目指します。ゴミの焼却処分については、新しい施設に移行するため対応を検討するとともに、村の埋め立て処分場の長寿命化及び次期計画についても検討を進めていきます。

また、清潔で美しいむらであり続けるよう、身近な環境衛生の向上に努めるとともに、ゴミの出ない社会を目指し、環境に対する住民の意識の高揚を図ります。

⑥景観の保全

村の魅力を高め、村民にうるおいとやすらぎを与える、恵まれた自然環境を守り育てるため、自然環境の保全や環境汚染の防止を推進するとともに、村の公共事業を実施する際には、自然環境の保全に充分配慮します。

また、豊かな自然と農村のたたずまいを活かした、周囲と調和した美しい景観の形成を図ります。村民が地域の景観を守り育てるため、村民主体の景観保全活動への支援と村民の景観保全に対する意識の高揚を図るとともに、景観育成住民協定について促進します。

⑦自然エネルギーの活用

自然エネルギーの利活用を促進するため、太陽光発電システムの普及を促進するとともに、小水力発電*¹³やバイオマス燃料*¹⁴を活用した環境にやさしい自然循環型社会の構築について研究を進めます。また、村民の省資源、省エネルギーへの取組みについて啓発を推進し、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進します。

⑧水環境の保全

水は共有の財産であり、村民や事業所等と連携しながら、河川・水路・地下水の水質保全と浄化を推進し、多様な生物を育む豊かな水環境の確保に努めます。また、自然が持つ水源かん養*¹⁵機能の維持・向上を図り、清らかな水環境の保全に努めるとともに、水源かん養林の持続的な保全のための対策と啓発活動を推進します。

¹² 循環型社会

有限である資源を効率的に利用すると共に再生産を行い、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。

¹³ 小水力発電

大規模な施設を必要とせず、中小河川、用水路等の水流を利用して概ね1万kW以下の発電を行う。

¹⁴ バイオマス燃料

生物資源燃料。動植物を利用してエネルギーを得ることで、木くずや廃材、トウモロコシ、サトウキビ等の絞りかすなどを発酵させて作るエタノール（エチルアルコール）、家畜の糞尿などを発酵させてできるメタンなど。

¹⁵ 水源かん養

地表の水（降水や河川水）が帯水層に浸透し、地下水となることを指す。森林などが雨水などを吸収、濾過し、地下水として蓄える能力のこと。

6 住民の活動を支える行政運営

○村民のニーズを的確に把握し運営の効率化を図りながら、地域の実情と時代の変化に対応した柔軟な行政サービスの充実に努めます。

○合理的な広域事業の推進と次世代の高速交通路網の整備に向け、近隣町村と互いに協力しながら広域行政を推進します。

①公共交通機関の整備

公共交通機関の利用を推進し、鉄道、バスの運行維持と利便性の向上を促進します。また、村民のニーズに合った交通システムの構築に取り組みます。

②事務事業の効率化

限られた行政資源の中で、複雑多様化する行政課題に的確に対応し、着実に村民福祉の向上を図るため、不断の行政改革を推進するとともに簡素で柔軟な行政機構と組織の構築、職員の資質向上など総合的・計画的な行政運営に努めます。

村民本位の行政サービスを将来にわたって安定的に供給していくため、計画的な財政運営を推進するとともに、財源の確保と効果的な財源配分など運営の効率化を図り、財政基盤の強化に努めます。

③広域行政の推進

日常生活圏¹⁶の拡大と広域的な行政課題に対応するため、現行の広域事業の一層の推進と活性化を図るとともに、関係市町村と連携し広域的に処理することが効果的、効率的な事業について広域化に向けた取り組みを図り、合理的な行政を推進します。

④高速交通路網の整備

次世代の主要交通機関となるリニア中央新幹線の開通工事に伴い、情報の収集と住民への情報提供、工事に伴う諸問題への対応及び開通後の将来計画について、住民、事業者、広域行政と一体となって取り組みます。

また、三遠南信自動車道の開通による地域の発展をめざし、必要な施策に取り組みます。

¹⁶ 日常生活圏
通勤・通学、通院、買い物等の日常生活が行われる範囲。

第3部

基本 計画

第1章 土地利用計画

第2章 豊丘スタイルの戦略的創造

第3章 地域の力で育み支えるふれあいのむら

第4章 誰もが安心して健やかに暮らせる体制づくり

第5章 ふるさと 故郷を愛し輝く未来を拓く心豊かな人づくり

第6章 豊丘の原風景とやすらぎあふれる住環境の創出

第7章 住民の活動を支える行政運営

第 1 章

土地利用計画

第 1 節 土地利用計画

第1節 土地利用計画

現状と課題

- 土地利用計画については、国土利用計画（全国計画）及び国土利用計画（長野県計画）を基本として「国土利用計画 豊丘村計画」（平成25年度～34年度）を定めています。村土の利用については、この「国土利用計画 豊丘村計画」に基づいて行われます。
- 近年の農業を取り巻く環境は、農家数の減少・就農者の高齢化・後継者不足により、農用地の遊休荒廃化が進行し、その割合が農用地全体の25%を占める重要な問題となっています。6次産業化の展開や人・農地プランに基づく農用地対策を実施し、多様な主体、多様な手法による積極的な活用を推進することが課題となっています。
- 一方で、竜東一貫道路の全線開通、若年世代の世帯分離などを背景に、下段地域や河岸段丘地帯を中心に農業地から宅地への転用が進んでいます。リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通による利便性の高まりから、その傾向は今後ますます強まることが考えられ、豊丘の原風景を守るためにも農業地と宅地の調和の取れた開発が重要となってきます。

施策の展開

（1）土地利用方針

①土地利用の基本方向

今後の村土利用の計画にあたっては、村土の安全確保、環境の保全、土地の有効利用などの観点にたち、基本構想の達成に必要な土地需要の調整、都市的土地利用と自然的土地利用の区分の明確化などにより、村土の有効かつ適切な利用に配慮します。

②土地需要の量的調整

土地需要の量的調整に関しては、「計画的かつ有効な村土利用」を図ることを基本とします。

住宅地等の都市的土地利用については、豊かな自然と農村のたたずまいが織りなす景観に配慮しつつ、地域特性と地域バランスを考慮するなかで住宅地や商工業地の形成を図ります。また、状況に応じては必要な規制等を設ける等無秩序な開発を防ぎ、土地の適正な利用を図ります。

農用地や森林等の自然的土地利用については、低・未利用地の有効利用などを図り適正な保全を進めつつ、開発にあたっては周囲との調和を図りながら行っていきます。

③村土利用の質的向上

村土利用の質的向上に関しては、「安全で安心できる村土」「美しくゆとりある村土」「自然と共生する村土」利用を図ることを基本とします。

これらの村土づくりを実現するため、第5次豊丘村総合振興計画に基づいた各種の施策を展開し、効果的な土地利用を図ります。

(2) 利用区分別の土地利用方針

① 街区形成ゾーン

住宅及び店舗、事業所用地で形成される街区形成ゾーンでは、生活基盤の再整備を進めるなかで、土地利用の高度化・集約化を行い、良好な環境形成に配慮しつつ、新たな経済活動の振興ときめ細かな整備により利便性の向上を図り、地域交流の場となる魅力的でゆとりある地域づくりを目指します。

② 商工業活性化ゾーン

工業施設を中心に形成される商工業活性化ゾーンでは、雇用機会の拡大を図るため、環境保全や周辺の土地利用との調和に配慮しつつ、工場適地としての可能性を考慮して開発を行い、積極的に優良企業の誘致を図ります。

また、道路新設や天竜川架橋（豊丘村河野 - 高森町山吹間）の実現など、立地需要に応じて必要な対策を実施するとともに、用地確保に努めます。

③ 田園集落ゾーン

下段地域の水田と宅地が混在した田園集落ゾーンでは、村の活性化のため必要な住環境の確保について、良好な自然環境や美しい地域の景観に配慮しつつ、周囲と調和した計画的な開発を行います。

また、農用地については、農業従事者の高齢化や後継者不足等に対応するため、適正規模の農用地の確保と集団化による効率的な利用を進め、秩序ある土地利用を図ります。

④ 農業集落ゾーン

中段地域の水田・果樹・畑と宅地が混在した農業集落ゾーンでは、農業生産の基盤となる優良農地の保全と河岸段丘を見渡せる美しい景観を守りながら、既存集落を維持するための土地利用を図ります。

農用地では田村原や伴野原など農業団地を形成する地域を含んでおり、流動化を促すとともに6次産業化をはじめとした多様な主体、手法による積極的な活用を推進し農用地の保全を図ります。

⑤ 里山集落ゾーン

中山間地の農用地と宅地が混在する里山集落ゾーンでは、原風景を残した現在の姿を維持するため、地域の自然条件・社会条件を踏まえた適切な土地利用を展開し、豊かな緑環境の形成や地力の保全等の多面的機能を維持し防災性の向上を目指します。

また、山間部の農用地で多くみられる耕作放棄地等については、農用地の流動化の促進などにより弾力的な活用を行い、有効利用を図ります。

⑥ 自然保全ゾーン

天竜川小渋水系県立自然公園地域に指定されている天竜川流域や豊丘村の貴重な観光資源である野田平周辺の虻川溪谷は、豊かな自然環境の保全に配慮しつつ、生物の多様な生息・育成環境と共生する親水空間の創出に努め、将来にわたってこの景観を維持できるよう計画的な土地利用と維持・管理に努めます。

⑦ 森林保全ゾーン

森林は本村の80%を占め、木材や草などの林産物生産等機能と土地の保全、水源かん養などの公益的、経済的機能を有しており、森林の持つ諸機能が十分発揮できるよう必要な森林の維持管理に努めます。

また、自然とのふれあい、健康と憩の場としての活用など森林の豊かな恵みが将来にわたって享受できるよう保全に努めます。

⑧道路

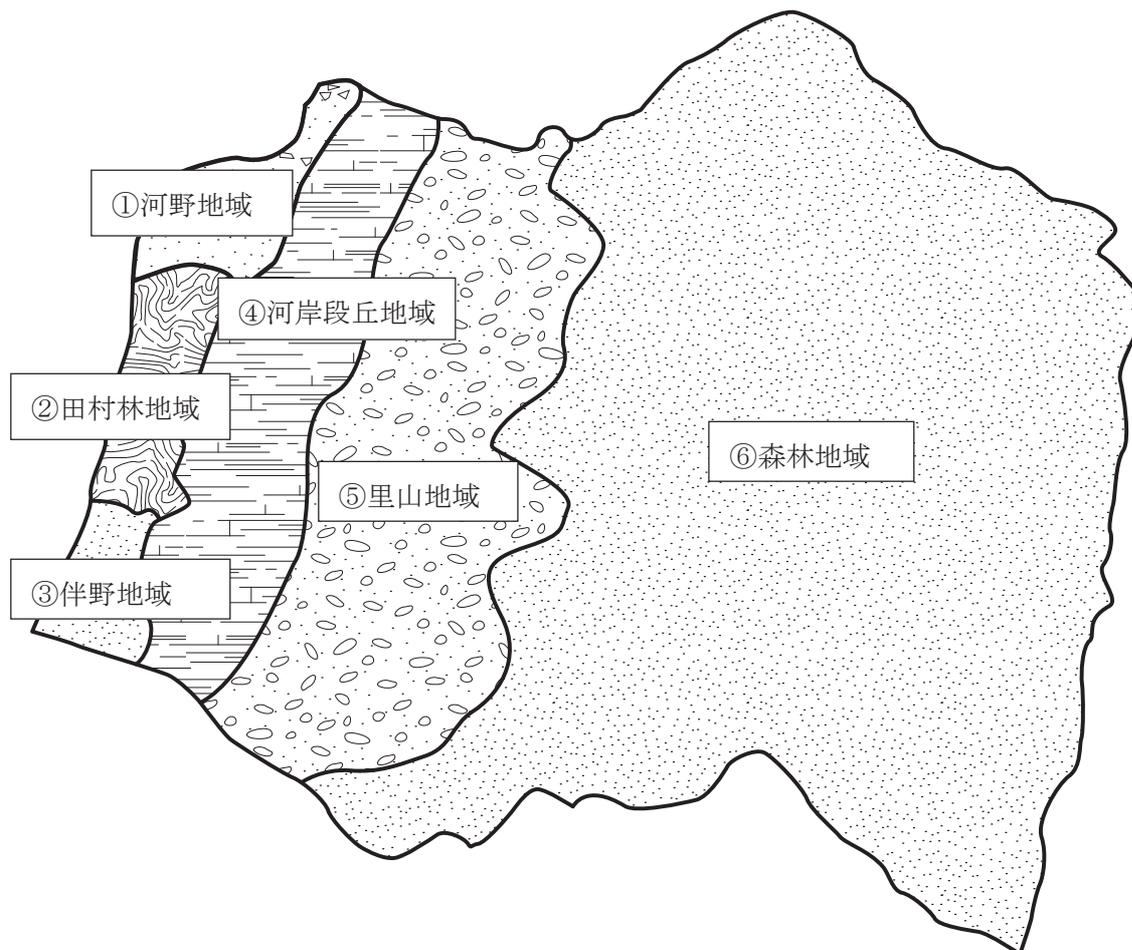
道路については、主要幹線道路、幹線道路、生活関連道路の整備を促進し、道路網の体系的、計画的な整備を推進するとともに、安全で快適な道路環境の創出を図ります。

特に主要幹線道路については、産業振興の基盤としてリニア中央新幹線や三遠南信自動車道路など高速交通網の効果を最大限に利活用できるよう広域的な連携を図りながら取り組みます。整備にあたっては環境保全に配慮し、安全性、快適性、防災性等の向上を図るとともに、バリアフリー化、緑化等の人にやさしい道路整備に努めます。

農林道については、農林業の生産性の向上及び販路の充実、農林地の管理を図るため、適正な維持・管理と広域的な道路網の接続に努めます。また、整備にあたっては景観や自然環境の保全に配慮します。

(2) 地域区分別の土地利用方針

計画における地域区分は、自然的・社会的・経済的及び文化的な条件を勘案して、概ね以下の6地域に区分します。



①河野地域

河野地域は、主要地方道 伊那生田飯田線に沿った住宅地と、天竜川沿岸の肥沃な水田、果樹地帯からなる田園集落であり、農用地の集団化による農業振興が図られています。

宅地造成や村営住宅の整備等の定住対策により、人口減少は抑制されたものの緩やかな減少傾向にあります。しかし、天竜川架橋整備と工場誘致の実現に向け最大限の取り組みを展開しており、そのインパクトにより都市的土地利用の需要増加とそれに伴う人口増加が予想されます。

このことから、農業基盤整備が充実した優良農地を維持保全し、美しい景観を守りながら魅力ある住宅地域を形成するとともに、周辺と調和した工業地域系の土地利用を進めます。

②田村林地帯

村の中心的地域である街区地域は、住宅地、商業地等の都市的土地利用が図られています。一方、天竜川沿岸の肥沃な水田地帯は田園集落であり、住宅地と農用地の集団化が図られています。

役場と社会教育施設を中心とした、快適で魅力あふれる空間の創出により、風格あるまちづくりを進めます。また、それにより人々の交流を促し、商業を支える環境を形成します。

あわせて、人口の減少を抑制するため、優良農地の保全と調和を図りながら住宅地域系の土地利用を進めるとともに、災害に強い、安心・安全な住環境の形成に努めます。

また、美しい田園や河岸段丘が生み出す景観の維持保全に努め、やすらぎあふれる空間を創出します。

③伴野地域

伴野地域は、主要地方道 伊那生田飯田線に沿った住宅地と新田地帯からなり、新田地帯は工業地・農業地・宅地と集団化されています。近年、急速な宅地化により増加した人口は、現在、緩やかな減少傾向となっています。

伴野工場団地線沿線を工業誘導地域として優良農地の保全と調和を図りながら、積極的かつ秩序ある開発を進めるとともに、急傾斜地や河川の防災対策を促進し、災害に強い安心・安全な住環境の形成に努めます。

④河岸段丘地域

当地域は全国有数の河岸段丘上にあり、農業系土地利用が中心の農業生産基盤が整備された果樹地帯となっています。また住宅地域は集落化し各地に分布しており、住環境の整備が進められてきました。

農業従事者の高齢化と後継者不足に加え、有害鳥獣被害により遊休荒廃農地が増大しており、この状況を打破するため流動化を促すとともに、6次産業化をはじめとした多様な主体、多様な手法による積極的な活用を推進し農業地の保全を図ります。また、住宅地域における災害危険箇所の除去を促進し、安心・安全でやすらぎあふれる住環境の整備を図るとともに、中央アルプスを望む風光明媚な自然景観の保全と活用を行います。

⑤里山地域

緑豊かな里山に抱かれるように小集落が点在する里山集落は、農地造成による、りんご、柿等の果樹栽培が盛んであり、また、地域住民の運営による松茸観光、りんごの木のオーナー制度など特色ある地域振興が行われています。

第1節 土地利用計画

しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足に加え、有害鳥獣被害により遊休荒廃農地や森林荒廃地が増大しており、そのことは、自然景観へも影響を与えています。また、急峻な地形により災害時のライフライン寸断や孤立が危惧されるとともに、狭隘（きょうあい）で急勾配な道路は管理延長も長く、維持管理への不安が生じています。

そのため、災害危険箇所の除去及び維持管理が容易な施設への改良、体制づくりを進め、安心・安全でやすらぎあふれる住環境の整備を進めるとともに、有害鳥獣対策と遊休荒廃農地対策を強力かつ積極的に推進し農用地の保全を図ります。また、中央アルプスや飯田下伊那を眺望する雄大で風光明媚な自然景観と景勝地の維持保全と利活用を図ります。

⑥森林地域

森林地域は村土の80%を占め、伊那山脈から西へ面した国有林、村有林、民有林が混在する自然環境を支える地帯です。木材や草の生産など経済的機能と村土保全や水源かん養など公益的・多面的機能を十分発揮できるよう持続的な保全のための対策と整備を図ります。



第2章

豊丘スタイルの 戦略的創造

第1節 農業・林業の振興

第2節 商業・工業の振興

第3節 雇用の確保

第4節 観光の振興・

都市との交流

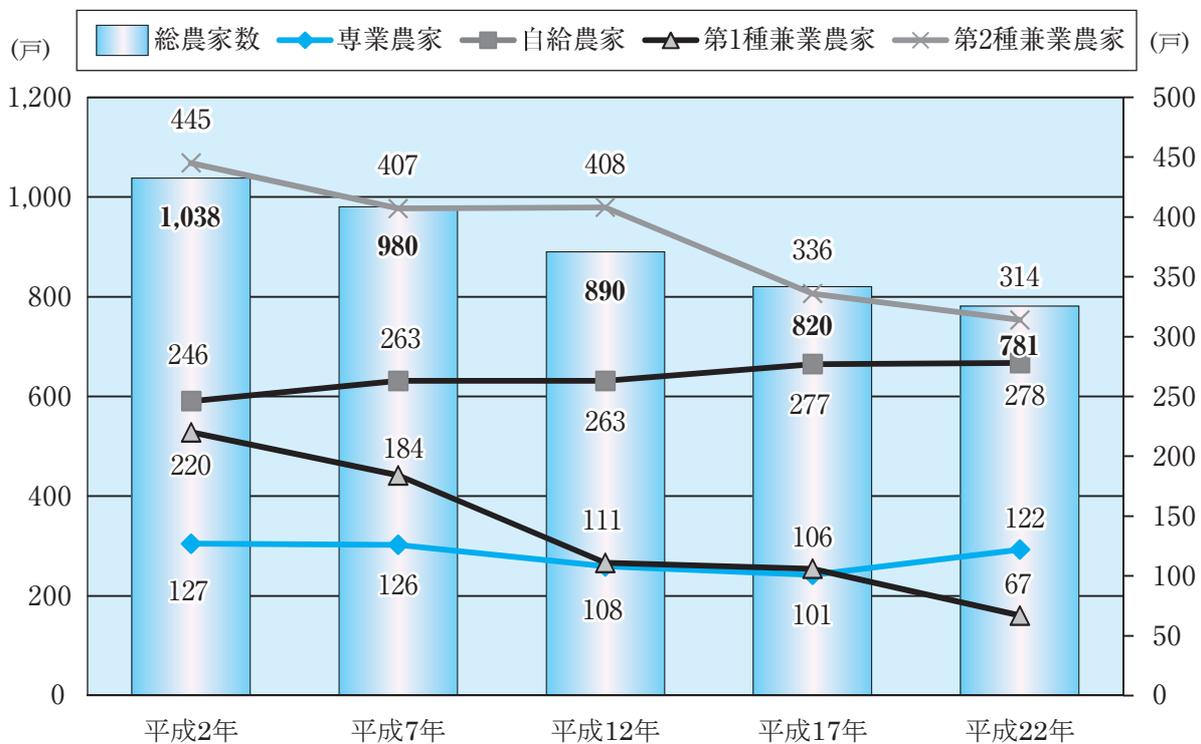
第5節 遊休農地対策

第1節 農業・林業の振興

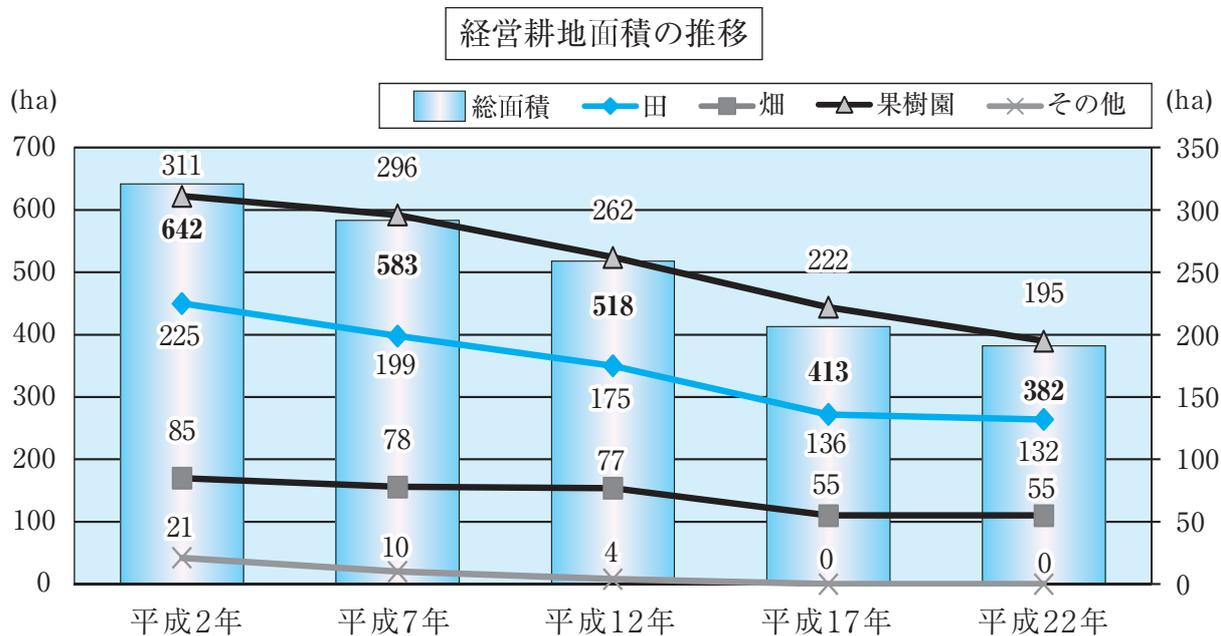
現状と課題

- 村の農業は、高齢化と農作物価格低迷による後継者の減少により、年々従事者の減少が続いています。農業経営意向調査によれば、7割の方に後継者はおらず、10年後を見据えれば従事者の半減の可能性もあります。そこで、村では「豊丘村 人・農地プラン」を制定し、今後10年を見据えた農業政策を随時検討しながら推進することが重要となっています。
- シカ、イノシシなどによる有害鳥獣の被害は年とともに増加しており、生産意欲の減退を招いています。
- 本村は森林率80%と多くの森林資源を保有していますが、長引く木材価格の低迷により森林所有者の森林への関心は低く、手入れ不足の放置された森林が増えてきています。そんな中で森林の40%を占め村の特産物「松茸」を産出する赤松林は重要な財産として管理されていますが、その赤松林を枯死させる松くい虫被害については、引き続きの対策が必要となっております。
- 長野県の重要課題のひとつとなった造林事業（間伐等）の推進に努めていますが、対象となる補助事業は所有者負担が伴うため、所有者の理解と協力が必要となっています。

農家数の推移



(資料：農業センサス)



(資料：農業センサス)

山林面積

(単位：ha)

区 分	立木地		その他	合計	
	人工林	天然林			
国有林	915	230	13	1,158	
公有林	県有林	-	-	0.15	
	村有林	850	660	76	1,586
	小計	850	660	76	1,586
私有林	地区有林	3.6	9.1	0.8	13.5
	団体有林	754	305	46	1,105
	個人・その他	416	1,612	162	2,190
	小計	1,164	1,899	238	3,301
合 計	3,005	2,826	465	6,296	

(資料：平成23年度林野庁・産業建設課)

施策の展開

(1) 農業の振興

①6次産業化事業の促進

- ・農商工が連携した、6次産業化プロジェクトで示された「豊丘まるごと6次産業の村づくり」構想に基づき、この運営母体となりうる農業法人（株式会社）を設立します。
- ・6次産業の拠点と位置づけた林原団地に、農村公園（もぎとり農園、花の観光農園、展望農家レストラン、手づくり体験工房、ファーマーズマーケット、宿泊施設等）を整備する他、中段地帯の各団地を整備し、クラインガルテン*¹、果物のもぎとりやオーナー制度を推進し、農産物の流通拡大、新規就農者の確保、雇用の創出と産業の活性化を図り、新しい形の活力ある村づくりを進めます。

②地域の中心となる農業者への農地集積

- ・農地を意欲ある農家、法人へ積極的に集積します。

③集落営農、法人化の推進

- ・団地全体を借り上げ、ブロック化した果樹栽培等を行うために、集落営農に着手します。
- ・個人農家の拡大に伴う法人化、数軒の農家が共同して経営拡大するための法人化等を研究し、意欲ある農家を支援します。

④農産物の高付加価値化

- ・地域農産物のブランド化を目指し、品質・栽培等の統一を図り特産品とします。
- ・伝統野菜（源助かぶ菜）を特産品としての周知を図り、栽培と消費拡大を図ります。また、市田柿ブランド維持のために、栽培拡大だけでなく、品質向上と後継者の育成、販路拡大を図ります。

⑤観光農業、農家民泊事業の展開

- ・果樹を中心とした観光農園を開設し、体験メニューの充実を図る等、四季のもぎ取り観光農園を目ざします。
- ・眺望の良い農地を活用し「クラインガルテン」として整備し、地域農家の受け入れ指導体制を整えます。
- ・友好関係にある都市（富士市、世田谷区、久我山地区等）を中心に、観光農業や学校教育における農業体験を積極的に取り組んでまいります。

⑥新規就農者の受入

- ・新規就農者へ集約農地を確保して、積極的に受け入れてまいります。
- ・村外からの就農だけでなく、定年帰農を勧めます。

⑦有害鳥獣対策

- ・野生鳥獣対策としてシカ・イノシシなどの有害鳥獣への被害防止対策に取り組みます。

¹ クラインガルテン

ドイツ語で「小さな庭」を意味する、滞在型の市民農園。都市部から週末などに訪れ、ラウベとよばれる休憩小屋に滞在して食事や宿泊をしながら野菜や花の栽培ができる。

(2) 林業の振興

① 村民が守り、親しめる林業の推進

・森林の持つ水源かん養や国土保全など多面的機能を村民自らが自覚し、村民自らが森林を守り、親しめる森林づくりに取り組みます。特に森林所有者には、広報などにより各種補助事業の導入を促進し、手入れ不足の森林の整備が図られるよう努めます。

② 松くい虫被害対策の推進

・松くい虫被害拡大防止を図るため、送電線信濃幹線沿いを防護帯として、伐倒駆除を環境問題などに配慮し実施します。また、実施にあたっては、これらの取り組みを総合的に推進し、効果的・効率的な運用に努めます。

③ 森林整備の促進

・造林事業（間伐等）の推進を図るため、新たな造林計画や間伐団地を森林所有者と協議のうえ設定し、実施していきます。

④ 有害鳥獣対策の推進

・適正な個体数調整に取り組み、共存できるまでの頭数駆除に努めます。

⑤ 特用農林産物の生産の推進

・特用農林産物（茸類）・山取花木等の生産を推進し、里山づくりに努めます。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
農家数	戸	781	700
経営耕地面積	ha	382	420
中心となる農業者への集積	ha	190	330
新規就農者数	人/年	0	1
集落営農団体、農業法人設立数	組織	0	5
有害鳥獣捕獲頭数(シカ・イノシシ)	頭/年	650	600
伐倒駆除処理量	m ³ /年	500	300

住民の協力と役割

- 6次産業化への理解を深め、都市住民の受け入れ体制を整えましょう。
- 将来展望のある担い手の育つ農村づくりを推進しましょう。
- 農地の有効利用の必要性を認識し農地の流動化を促進しましょう。
- 自ら管理出来ない農地は、団体経営に任せる意識を浸透し、自らは労力提供を行うことで成立する、「集落営農」の果樹園版（豊丘村タイプ）を構築していきましょう。
- 消費者と共に「地産地消」を進めましょう。
- 緑の大地を村民みんなで守りましょう。
- 私有林の手入れに努め、美しい森林をつくりましょう。
- 自然保護を推進しましょう。

第2節 商業・工業の振興

現状と課題

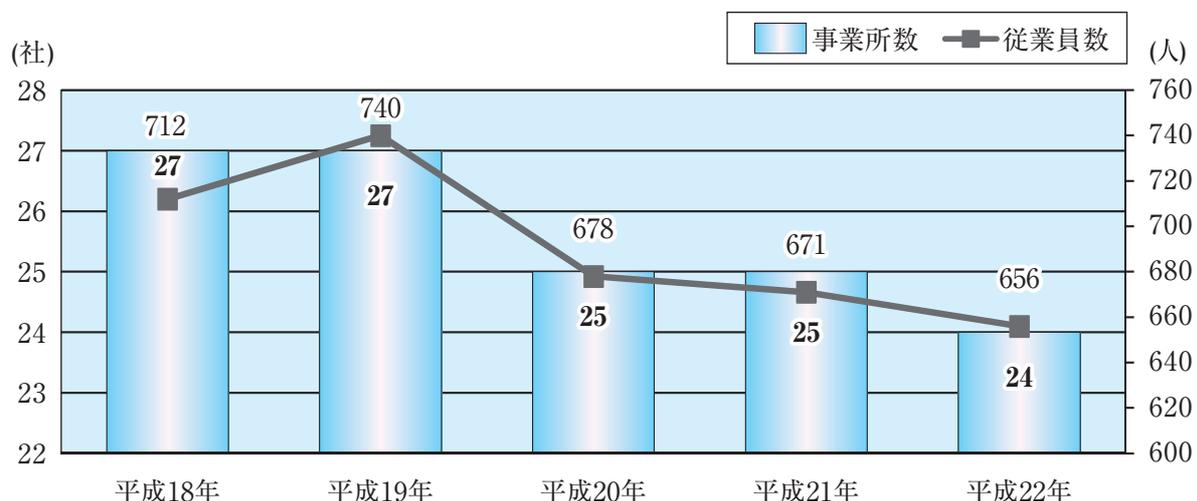
○ 村内の商業は、郊外への大型店の出店や産業構造の変化により、小売商売上高は減少の状況にあります。村内どの店舗も、後継者対策が急務な問題であり、リニアの時代を見据えた将来設計を、商業経営者と商工会そして村が一同に会して検討が必要な時期に来ています。

このような中、村内小売店舗は「買物弱者」と言われる世代にとっては必要不可欠なものとなっています。

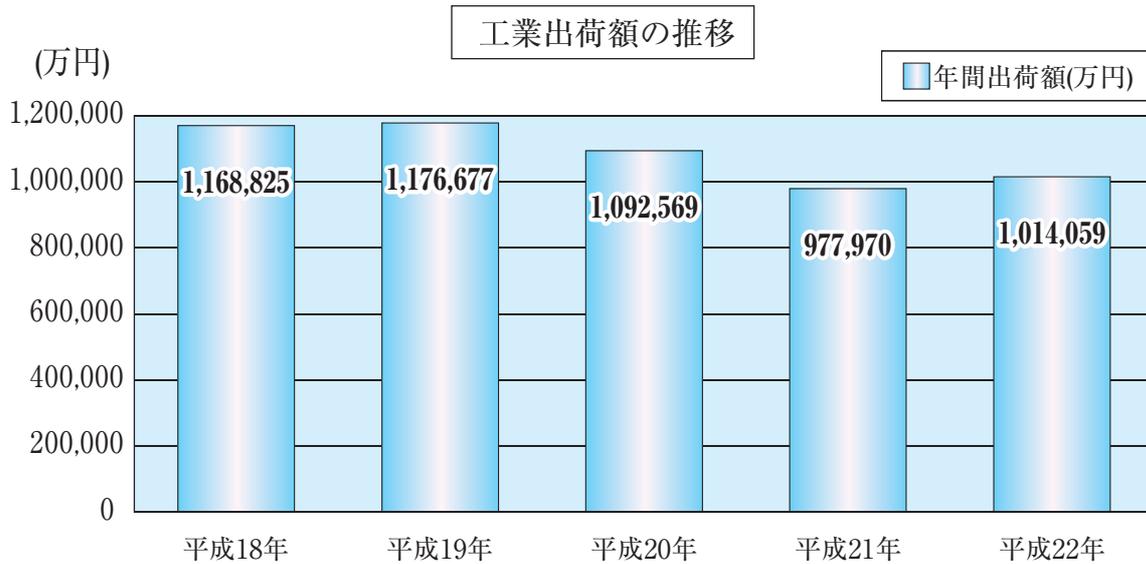
○ 村内の工業は、大手の企業の生産ライン海外進出に伴い、村内製造業の製品出荷額は年々減少の状況です。しかしながらこのような中でも、開発部門に転換する企業や、独自技術を売りに大手企業製品の一角を担っている会社も存在しています。今後においても、企業 PR と販路拡大が重要な課題となっております。

○ 平成 24 年9月に大手企業の誘致が決定し、平成 26 年の4月には創業開始の予定となり、この誘致により、従業員が当村に移住することとなりました。このように企業誘致は、定住施策においても重要な取り組みです。しかし、現在当村の工場予定用地は農地であるため、土地利用計画を明確にする中、この農村地域にあっても雇用の受け皿と定住施策となりうる企業誘致を積極的に推進することが重要となっております。

事業所・従業員数の推移



(資料：工業統計調査)



(資料：工業統計調査)

施策の展開

(1) 商業・工業の振興

① 企業の支援

- ・商工会との連携を図りながら、商工業の人材育成と担い手の確保、基盤の整備を推進します。
- ・商工業の販路拡大や技術向上を図るため、展示会・商談会等への支援を継続します。
- ・中小企業の経営安定化、施設整備が円滑に推進されるよう、制度資金の充実を図ります。

② 企業誘致

- ・土地利用を明確にし、雇用の受け皿と定住に繋がる優良企業の誘致を推進します。

③ 農商工の連携

- ・農商工が連携して、リニアの時代を見据えた新たな産業の創出（含6次産業化）を目指します。

(2) 村民とともに成長する商工業

① 買物弱者対策

- ・買物弱者対策となりうる小売店舗の独自活動を支援するとともに、福祉サイドとの連携による、新しい形の買物弱者対策に努めます。

② 商業環境の充実

- ・快適で魅力ある商業空間を創出し、地域の交流の場となる環境づくりを支援します。
- ・村内での購買を促し、村民が育てる商業環境を目指します。

評価指標

項目	単位	H21.22 実績値	H34 目標値
商店数	店舗	46 (H21)	45
商業従事者数	人	243 (H21)	250
事業所数	社	24 (H22)	30
事業所従業員数	人	656 (H22)	880
製造品出荷額	億円	101.4 (H22)	152.1

住民の協力と役割

- 消費者のニーズに的確に対応し、消費者に愛される商店づくりに努めましょう。
- 村内商店での購買に心がけ、「村民が商店を育てる」という意識を持ちましょう。
- 企業と地元住民が交流する環境を築きましょう。

第3節 雇用の確保

現状と課題

○ 近年の雇用状況は、海外市場とのコスト競争により生産ラインの海外への転出が進み、国内雇用は将来の予測が不透明なため、中小企業では団塊世代退職の補充人員も確保する見通しが立たないのが現状です。

こうした中にあっても、管内企業（特に村内企業）に活力を与える、フレッシュ社員の雇用促進の為の持続的な企業支援が必要です。

○ I・U ターン希望者の受け入れを積極的に展開するためにも、雇用の受け皿となる企業誘致と、新たな産業の創造等、リニアの時代を見据えた取り組みが必要となっております。

施策の展開

（1）企業等との連携

・ 若者の地元就業環境づくりと村民雇用のために、持続的な企業支援を推進します。

（2）雇用の土壌となるインフラ整備

① 村内企業就職者

・ 住居対策と住宅用地の計画的確保を図り、安定した雇用に努めます。

② 企業誘致

・ 企業受入予定地の計画的確保とインフラ整備を図り、雇用の安定化と村民生活の向上に努めます。

評価指標

指標なし

住民の協力と役割

○ 雇用の安定には、受け皿となる企業の存在が不可欠です。

○ 企業誘致のためには、住民一丸となった協力が必要となります。

○ 持続可能な企業活動のために、村民が村内企業を理解し応援していきましょう。

第4節 観光の振興・都市との交流

現状と課題

- 緑豊かな自然と、清らかな水の流れが調和した農山村の田園風景が観光の資源です。
リニアの時代を見据え、当村はこの自然環境の景観を保全しつつ、素朴さと人情味豊かな観光事業（加工体験等）が求められています。
- 豊かな自然と豊富な農産物を資源に、観光農業と共に都市農村の交流を進めてきました。
富士市吉原第3中学生の受入、長沢リンゴ団地の「りんごの木のオーナー事業」など、都市と農村の交流が展開されています。
また、南信州観光公社の事業展開により、農業体験、ホームステイを中心に、南信州を交流・活動のステージとした各種体験プログラム・イベント・モニターツアーを通じ、南信州とともに村のPRをしています。
- NPOだいちが取り組む観光バスツアー、其々の観光事業者が取り組むシャクヤク園・アイリス園・松茸観光等、それぞれに成果を上げていますが、村内完結観光の研究も必要です。
- 観光事業を更に促進するには、広域的な連携による取り組みが急務となっております。

施策の展開

（1）豊丘ブランドの創立

- ①特産品を創る「物」事業
 - ・村内の農産物と商工業の技術のコラボにより、「特産品」を創出します。
- ②名物を創る「食」事業
 - ・村内の農産物を活用した伝統料理、創作料理を研究し、村のグルメ創出をめざします。
- ③着地型観光の「事」事業
 - ・果樹のもぎ取り観光だけでなく、加工体験や作業体験等を観光事業として構築します。
 - ・豊かな自然景観を最大限活かしたグリーンツーリズムの更なる推進を図ります。
 - ・観光に携わる人材育成に積極的に取り組みます。

（2）農商工の連携（6次産業化の推進）【再掲】

- ・農商工が連携した、6次産業化プロジェクトで示された「豊丘まるごと6次産業の村づくり」構想に基づき、この運営母体となりうる法人（株式会社）を設立します。
- ・6次産業の拠点と位置づけた林原団地に、農村公園（もぎとり農園、花の観光農園、展望農家レストラン、手づくり体験工房、ファーマーズマーケット、宿泊施設等）を整備する他、中段地帯の各団地を整備し、クラインガルテン、果物のもぎとりやオーナー制度を推進し、農産物の流通拡大、新規就農者の確保、雇用の創出と産業の活性化を図り、新しい形の活力ある村づくりを進めます。

(3) 観光事業の強化と都市との交流

① 村内観光の強化

- ・ 通年観光の研究と村内観光の融合・強化を具体的に推進します。

② 都市部との交流

- ・ 東京都世田谷区をはじめ、杉並区久我山商店街や富士市との積極的な交流と村のPR活動を積極的に展開します。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
交流人口（観光客数）	万人/年	4	50

住民の協力と役割

- 都市住民等の受け入れに協力し、村民だれもが「おもてなしの心」を持ちましょう。
- 特産品・名物・観光事業等に、一村民として協力しましょう。
- 自分の技術（農産物生産、農産物加工等）に誇りを持ち、インストラクター（指導者）として参加しましょう。
- 豊丘最大の観光資源である農山村の田園風景（自然・景観）を村民皆で守り、次世代に継承しましょう。

第5節 遊休農地対策

現状と課題

- 現在村内の遊休農地は山間地を中心に、全農地面積の25%にあたる140haあり、このうち、再生不可能な荒廃した農地が、約60haとなっております。
- 耕作者の高齢化・有害鳥獣被害、そして農作物価格低迷による後継者不足等により、遊休農地の増加に歯止めがかからない状況です。
- 農地を健全な姿で守ることこそが、「ふるさと豊丘村の原風景」の源であり、村民挙げての遊休農地解消活動が求められており、大きな課題となっております。

施策の展開

(1) 農地のすみわけ

- ・ 農業生産に適した農地と、景観形成のための保全農地^{*2}にすみわけを行います。
- ・ 再生不可能農地^{*3}は、山林として管理する取り組みを進めます。

(2) 人・農地プランの策定

- ・ 平成24年度から取り組み始めた各農地（団地）の将来像「人・農地プラン」を策定し、このプランの実践で遊休農地解消に繋がります。

(3) 新事業の創造

- ・ 自然と調和した農地維持の取り組みを推進します。
- ・ クラインガルテン、虫蝶鳥のいる森林公園、四季の花の植栽による観光と養蜂等の新たな取り組みを研究します。
- ・ 荒廃農地へ榊やキハダ等の契約樹木の栽培を研究します。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
遊休農地面積	ha	140	126

住民の協力と役割

- 自分の住んでいる地域は、自らが守るという意識をもちましょう。
- 地域住民が皆で協力し、遊休農地解消活動に取り組みましょう。
- 農地を守る、地域リーダーになりましょう。

² 保全農地

定期的に草刈り等の管理を行い、耕作はしないまでも健全な状態にとどめておく農地。

³ 再生不可能農地

長年に渡って管理等を行わなかった結果、灌木・樹木などが繁茂し容易に農地に戻せなくなってしまった農地。

第3章

地域ので育み支える ふれあいのむら

第1節 人口増・定住対策

第2節 地域づくり・

コミュニティの推進

第3節 交通安全対策

第4節 消防組織対策

第5節 防災対策

第6節 防犯対策

第1節 人口増・定住対策

現状と課題

- 日本の総人口は緩やかな減少傾向にあり、当村でも平成 12 年度をピークに人口の減少が続いています。村としての機能を保ちコミュニティを維持していくためにも、定住対策は喫緊の課題となっています。
- 定住促進のために基本となるのは、住みよい環境づくりと村の外からも人を呼べる魅力ある村づくりです。そのための方策として住宅対策と若者への定住促進対策が挙げられます。
- 本村においては、豊かな自然を活かした良好な景観や道路・下水道など生活環境施設の整備により魅力ある住環境の形成に努め、集団化した農地と農村集落が相まって落ち着いた空間を形成しています。
- 一方で核家族化が進行し、子育て期の世帯や山間部を中心に村外への人口流出が進んでいます。また、人々の価値観や生活様式の変化、高齢化の進展に伴って住宅に対するニーズは多様化してきています。
- 人口構想の実現と魅力ある住環境を形成するためにも、土地利用計画に基づき、農業地域との調和を図りながら住宅地域の拡大を検討する必要があります。そこで、ふるさとの原風景を守りながら農村集落として整備を推進していく必要があります。
- 若者の定住促進対策として、村内で住居を建設するための補助対策の実施や、子育て世代への支援制度の整備が求められます。また、村外からの定住希望者に対して、村が情報を提供できる体制づくり、宅地の提供も積極的に進めていく必要があります。

住宅団地造成の実績

年度	箇所名	区画数(区画)	分譲面積(m ²)	事業主体
昭和 64 年度	林原	8	3,241	豊丘村
平成 4 年度	林里	12	4,668	豊丘村土地開発公社
平成 4 年度	中芝	11	4,158	豊丘村
平成 6 年度	北市場	7	2,195	豊丘村
平成 20 年度	柿外土	3	1,025	豊丘村
平成 21 年度	中平	9	2,225	豊丘村

(資料：総務課)

村営賃貸住宅建設の実績

年度	箇所名	棟数(棟)
20 年度	山田賃貸住宅	10
22 年度	林里賃貸住宅	3
23 年度	中芝賃貸住宅	5

(資料：総務課)

環境に配慮した空き家改修事業の利用実績

年度	箇所名	棟数(棟)
22 年度	林原	1
22 年度	小園	1
22 年度	大柏	1

(資料：総務課)

施策の展開

人口目標実現のために、土地利用計画に基づき周囲との調和を図りながら、住宅地域の拡大を図ります。また、活力ある村づくりのために若者や村外からの定住希望者に対して、戸建住宅、宅地造成、空き家を活用した定住対策を進めるとともに、住宅取得に対する支援制度などを拡充します。

(1) 宅地・住宅の提供の促進

①宅地・住宅の提供

- ・定住希望者の多様なニーズに対応するため、地域との協働による住宅施策を展開し、積極的な宅地造成・村営住宅の整備を推進するとともに、民間開発の促進と適切な誘導を行います。
- ・快適で住みよい魅力ある住宅環境の整備を図ります。

②空き家活用の推進

- ・空き家情報活用制度による積極的な情報発信により、定住希望者への支援を行います。
- ・空き家活用者の負担軽減を目的とした支援制度の充実を図ります。

(2) 定住対策の推進

①若者の定住支援

- ・若者の定住を促進するため、賃貸住宅や住宅取得に係る支援制度の充実とともに、地元への就業機会の確保（再掲）を図ります。

②U・I・Jターン者の定住促進

- ・田舎暮らし希望者向けのホームページやパンフレットの充実など各種媒体を利活用した多様な情報の発信を図ります。
- ・広域的な連携を図りながら定住促進を行っていきます。

③定住相談の充実

- ・空き家や支援制度などの情報提供やマッチングを迅速に行うため定住相談窓口の充実を図ります。

(3) 計画的な開発の推進

- ・周囲と調和した美しい景観を保全するため、必要な関係条例・要綱などを整備し、秩序ある開発を推進します。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
人口	人	6,819(H22)	6,800
社会動態での増加数	人/年	+16	+30人 累計 300人
村営賃貸住宅整備数(累計)	棟	18	45
村営住宅団地造成数(累計)	区画	50	80

住民の協力と役割

- 人口増・定住対策を目指した土地利用計画を進めるためにも、全村民で協力しましょう。
- 転入者等を暖かく迎え好ましい近隣関係をつくりましょう。
- 地元との合意形成に基づいた民間企業での宅地造成を進めましょう。



第2節 地域づくり・コミュニティの推進

現状と課題

- 近年、全国的に人口が緩やかに減少していくことが見込まれていますが、人口減少による地域コミュニティ機能の低下が心配されます。社会ニーズの多様化・複雑化に加え、財政状況がひっ迫していることから、質の高い公的サービスを維持していくためには、地域社会を構成する様々な主体が参加し、村民一人ひとりがむらづくりの担い手として主体的に地域づくりに参加していくことで、地域と村民、行政が一体となって共創・協働していくことが求められます。
- 村民と行政が連携して住みよい村を築いていけるよう、施策形成過程に住民が参加する機会の拡充や広報広聴活動の充実に努めるとともに、行政情報の共有化を図る新たなツール¹の活用を推進していきます。
- 住民の高齢化や農家の兼業化と村外への通勤者の増加、都市化による新住民の増加など、住民にとって最も身近な集落・地区のコミュニティの状況が大きく変化してきました。価値観や生活様式の多様化、地域の共同意識・関心の薄れ、人間関係の複雑化などにより隣組・区などの地域の自治組織への未加入者の増加、地域行事への不参加が増えています。また、地域の連帯や協調を培ってきた地域の伝統芸能や文化的行事も、近年の趣味の多様化や就労条件等の社会情勢の変化とともに担い手の減少がみられ、地域の連帯・協調性が希薄になりつつあります。

施策の展開

(1) コミュニティ活動の充実

① コミュニティ施設の充実

- ・ 住民が集まり、地域の連帯を高めることのできるコミュニティ施設の充実を進めます。
- ・ 地域づくり事業やコミュニティ助成事業の積極的な活用を図ります。

② コミュニティ活動の支援

- ・ 新規定住世帯等に対し隣組などへの加入の働きかけを積極的に行い、コミュニティ活動への参加を促します。
- ・ 公民館活動や保健・福祉・環境など、地区での事業との連携・調整を図り、コミュニティ活動が有効に展開できる体制づくりを進めます。

¹ 新たなツール

ここでは、ソーシャルネットワークサービス(SNS)やTwitter、FaceBookなど、近年登場してきたインターネットを活用した情報伝達手段全般を指す。即時に、より広範囲に情報を伝えることが可能となる。

(2) 村民参画の充実

①自らつくる地域づくり活動の支援

- ・村民が自ら取り組む地域づくり活動への支援を行います。

②村民参画の推進

- ・諸事業の企画・計画立案段階から可能な限り村民の参画を推進します。
- ・若者等が地域活動等に加わりやすい環境を整備し、参画を促します。

③交流活動の支援

- ・村民の視野や価値観を広げるため、村民の村内外の人・グループとの交流活動を支援します。

(3) 広報・広聴活動の充実

①広報活動、情報公開の充実

- ・行政への住民参加を促すため、施策の推進状況を迅速かつ的確に伝えられるよう、多様な媒体による情報の提供を図ります。
- ・利用者の利便性を考慮した新たな情報ツールの活用に取り組み、素早く正確な情報の提供に努めます。

②広聴活動の充実

- ・村政に関する意見・提案・要望を的確に把握し、施策に反映させるため、パブリックコメントや住民の意見と直接的に接することの出来る機会(「村長としゃべらまい会」等)などの広聴活動の充実を図ります。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
自らつくる地域づくり事業 交付金件数	件	6	14
村と住民の意見交換会議等 参加者数	人	621	1,000

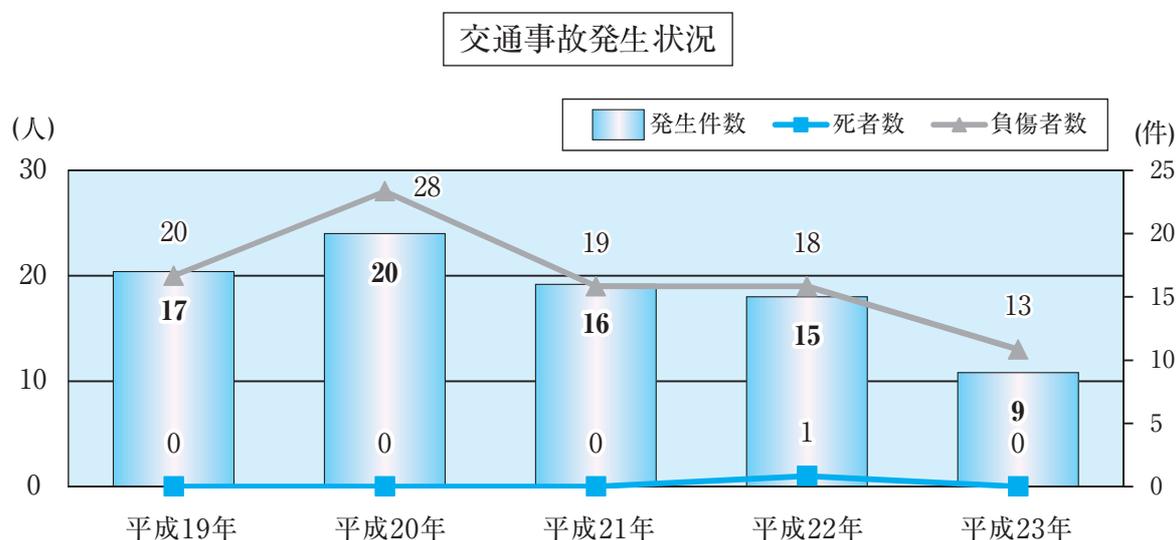
住民の協力と役割

- 地域の行事や地域づくり活動に積極的に参加し、住民の手によるむらづくりを推進しましょう。
- 住民同士で協力し住みよい地域づくりを推進しましょう。
- 女性や若い人は、仲間を誘い合い、地域や村の事業に参加しましょう。

第3節 交通安全対策

現状と課題

- 交通事故ゼロを目標に、関係機関や団体等と協力し各種交通安全対策が実施されていますが、依然として交通事故は発生しています。このため、村内における交通事故を未然に防止するため、飲酒運転などの悪質な交通違反の抑止啓発や、交通弱者である高齢者やこどもの交通事故防止啓発などの交通安全対策は今後も重要になってきます。
- 交通事故の防止は村・交通安全協会・小中学校・保育所・団体及び村民一人ひとりの協力が必要であるため、更なる効果的な交通安全教育、交通安全運動を推進し、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設等の整備を計画的に推進する必要があります。



(資料：長野県警察交通統計)

施策の展開

(1) 交通安全意識の高揚

①交通安全教育の推進

- ・ 幼児から高齢者まで一貫した交通安全教育を推進し、交通安全意識と交通マナーの向上に努めます。
- ・ 飲酒運転撲滅に向けて意識の高揚を図ります。

②交通安全運動の推進

- ・ 村・交通安全協会・住民が一体となった交通安全運動を推進します。

(2) 道路交通環境の整備

①交通安全施設等の整備

- ・ 交通標識・交差点改良・ガードレールなど交通安全施設の整備を推進します。
- ・ 信号機・横断歩道などの設置について、県関係機関へ積極的な要望を行います。

②危険箇所の改善

- ・ 落石や倒木等の危険箇所の改善を図ります。

(3) 交通安全協会の活動の充実

- ・ 村交通安全協会の安定した活動が出来るよう支援します。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
村内の交通事故 件数	件	9	0
交通安全教室 実施数	回	4	4
交通安全運動 実施数	回	4	4

住民の協力と役割

- 交通ルールと交通マナーを守りましょう。
- 家庭内や地域で交通安全について話し合い、交通事故防止を推進しましょう。
- 交通安全講習会等に積極的に参加し、学習を深めましょう。
- 道路交通の妨害となるような不法占用等の行為は行わないようにしましょう。
- 交通事故防止活動の重要性を認識し、指導者の育成に努めましょう。

第4節 消防組織対策

現状と課題

- 本村の常備消防については、飯田地区広域消防組合に加入し、飯田下伊那の市町村とともに常備消防の強化を図っています。また、村の消防団が非常備消防として活動しています。
- 本村の消防団の現体制は3分団、総員178名で組織が編成されていますが、新入団対象者数の減少等により、団員の確保が困難になってきています。
- 消防団員は、私生活への抑制を受けながらも、団員としての使命を認識し、地域住民の生命財産を守るため努力しています。このため、団員の待遇改善や福祉の向上を図る必要があります。
- 団員の村外勤務者の増加により、昼間の緊急出動体制に支障が生じてきています。
- 「火災は人災」といわれ、火災を未然に防止するためには村民の防火意識の高揚を図ることが最も重要となります。

火災発生状況

(単位：件)

区分/年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総数	5	5	2	4	5
建物	3	3	1	0	0
林野	1	0	0	0	2
車両	0	0	0	1	0
その他	1	2	1	3	3

(資料：南信州広域連合)

消防施設状況

区分/年度	単位	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
分団数	分団	3	3	3	3	3
団員数	人	176	170	170	166	168
女性団員数	人	-	5	6	7	7
消防自動車	台	1	1	1	1	1
可搬動力ポンプ	台	13	13	13	13	13
動力ポンプ積載車	台	13	13	13	13	13
消火栓数	基	357	357	357	357	357
防火水槽	基	97	97	97	97	97
自主防災組織数	団体	-	-	-	-	2

(資料：総務課、消防防災・震災対策現況調査)

施策の展開

(1) 火災予防の推進

① 防火意識の高揚

- ・自分の郷土は自分たちで守るという、防火意識の高揚を図り、地域を守る自主消防組織の整備育成を推進します。

(2) 消防体制の充実

① 消防団体制の整備

- ・当面、消防団員 180 名体制を継続します。
- ・団員の確保に向けて、団・地域が一体となった勧誘制度を確立するとともに、村民の協力意識の高揚を図ります。
- ・団員の負担軽減に配慮しつつ、訓練内容の精査を行います。
- ・女性団員の加入を推進します。

② 消防施設の充実

- ・機具機材の更新、防火水槽等の拡充を年次的に行います。

③ 防災組織の強化

- ・昼間の緊急出動体制の充実を図るため、各地区自主防災組織や役場消防班との連携を図ります。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
消防団団員数	人	174	180

住民の協力と役割

- 消防団に対する理解を深め、団員の確保に協力しましょう。
- 消防水利施設の管理を積極的に行いましょう。
- 自主防災の必要性を理解し、地域で助け合う体制をつくりましょう。
- 家庭内で防火について話し合い、意識の高揚を図りましょう。

第5節 防災対策

現状と課題

- 災害対策基本法に基づいて策定された豊丘村地域防災計画は、社会構造の変化や地域の実情にあわせ随時見直しが必要です。また、計画のみならず災害時の行動マニュアルなど、必要行動が簡易的に確認できる媒体の作成が必要です。
- 昨今では地震や自然災害が多発しているため、防災に対する村民の関心は高まっていると思われます。災害に強い地域社会を形成すべく、更なる防災意識の高揚と、自主防災組織^{*2}の充実を図る必要があります。
- 防災行政無線や衛星携帯電話などを使用した非常時の伝達訓練を各地区と定期的に行う必要があります。

施策の展開

(1) 地域防災計画の拡充

- ・ 豊丘村地域防災計画の住民への周知を行い、計画に沿った安全の確保と対策・体制等の確立及び、毎年の内容検討と必要によって修正を加え、常に有効な防災業務の遂行を図ります。

(2) 防災活動の充実

① 防災意識の高揚と防災組織の充実

- ・ 自分の郷土は自分たちで守るという、防災意識の高揚と自主防災組織の充実を図ります。

(3) 防災基盤の整備

① 防災施設・備品の整備

- ・ 災害時に迅速な対応ができるよう、非常用食料や生活必需品等の備蓄を計画的に行います。

② 防災情報網の整備

- ・ 防災行政無線や衛星携帯電話の活用体制の確立を図ります。

(4) 防災体制の強化

① 相互応援体制の充実

- ・ 近隣市町との相互応援協定に加え、大規模災害に備えた遠隔地との相互応援協定の締結の拡大に努めます。

② ライフラインの確保

- ・ 上下水道・電気・通信などライフライン関係機関との連携を密にし、災害時の情報伝達、初動体制の強化を図るとともに、災害に強い施設整備の促進に努めます。また、管内企業との支援協定の締結を推進します。

² 自主防災組織

主に区・自治会等が主体となり、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
自主防災組織数	団体	2	9
災害時備蓄食料	食	6,888	6,888
相互応援協定締結数	件	30	34

住民の協力と役割

- いざという時の心構えについて家族で話し合い、みんなで災害に対する備えをしましょう。
- 自主防災の必要性を認識し、地域で助け合う体制をつくりましょう。
- 各地区で実施する防災訓練に、積極的に参加しましょう。



第6節 防犯対策

現状と課題

- 近年、社会環境の変化に伴い、犯罪は悪質・巧妙化するとともに、広域化・スピード化しています。また、犯罪の低年齢化や凶悪化などが社会問題になっています。
- 振り込め詐欺や、未公開株・社債等財産に関わる特殊詐欺被害が急増するなど、財産を騙し取ろうとする犯罪が増えています。
- これら犯罪を防止するためには、村民一人ひとりの防犯意識の高揚、関係機関との連携による防犯活動の充実を図ることが必要となっています。

施策の展開

(1) 防犯対策の充実

①防犯体制の強化

- ・ 地域社会の連帯をより一層強め、犯罪の未然防止や防犯体制の強化を図ります。
- ・ 豊丘村安全むらづくり会議を主体として情報交換・連携強化を図り、早急な対応策実施体制を維持します。

②防犯活動の推進

- ・ 挨拶を励行し、明るい家庭や明るい地域社会の実現を目指します。
- ・ 青色回転灯装備車両（通称：青パト）による自主防犯パトロール活動や、安全パトロールボランティア、警察ボランティア協会、青少年健全育成協議会等の積極的活動を推進します。

③街路灯・防犯灯の整備

- ・ 街路灯・防犯灯の整備拡充を図ります。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
街路灯設置数	基	423	430
防犯灯設置数	基	296	370

住民の協力と役割

- 防犯に関心を持ち、住民同士が団結することで犯罪を起こさせない地域づくりを推進しましょう。
- 挨拶を交わし、明るい家庭づくりを推進しましょう。
- 悪質な訪問販売等には毅然とした態度で臨みましょう。
- 暴力暴走行為を追放しましょう。

第4章

誰もが安心して健やかに暮らせる体制づくり

第1節 地域福祉の充実

第2節 高齢者福祉の充実

第3節 障がい者福祉の充実

第4節 児童福祉・子育て支援

第5節 医療・健康づくり対策

第1節 地域福祉の充実

現状と課題

- 少子高齢化の進行や、家族形態の変化に伴う家庭機能の低下などを背景に、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化しているなか、住民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、思いやりと助け合いの心を育むために、村・社会福祉協議会・民生児童委員・学校・各種団体が連携して啓発活動を推進し、総合的な地域福祉の向上を図ることが求められています。
- 社会福祉協議会・民生児童委員・村内福祉団体・ボランティアセンターなどを中心に、豊かな人間関係のもとで安心して生活できるよう、身近な助け合いやコミュニティ活動・ボランティア活動が促進されるなど、地域福祉活動が取り組まれています。
- 今後も、地域福祉の推進主体となる社会福祉協議会・民生児童委員への支援と協力を通じ、村民への意識の啓発やボランティアの育成を図ることが必要です。
- 誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、村民の福祉意識の醸成と主体的な支え合いの活動を支援するとともに、各種団体が連携したネットワークづくりの充実を図ることで、「福祉のむらづくり」を実現することが必要です。

施策の展開

地域福祉に対する村民意識の啓発を図るとともに、福祉関係団体、NPO等の自主的な活動が活性化するように、各種団体の育成・支援に努めます。

(1) 地域福祉の推進

①地域福祉意識の醸成と活動の促進

- ・学校教育や社会教育を通じた福祉教育を推進するとともに、広報活動やイベントなど、あらゆる学習・体験機会を通じて、福祉意識の醸成に努めます。
- ・ボランティアの体験教室や養成講座等の開催など、社会福祉協議会や各種関係団体と連携し、ボランティアの発掘や育成、資質向上を図ります。

②地域福祉活動団体等への支援と連携強化

- ・地域における福祉活動を推進するため、中心的な役割を担う社会福祉協議会の活動を支援するとともに、社会福祉協議会と連携し、各種ボランティア団体・NPOの育成・支援を図ります。

③地域福祉推進体制の充実

- ・だれもが気軽に地域福祉活動やボランティア活動に参加できる体制づくりに取り組むとともに、活動の拠点となるボランティアセンター活動の活性化に努めます。
- ・地域で支援を必要としている人に対して、一人ひとりの状況に応じた相談支援を提供する福祉全般の相談窓口を充実するとともに、自治会や民生児童委員、ボランティアなどとの連携による総合的なサポート体制を促進します。
- ・地域福祉の推進に欠かせない民生児童委員活動の充実を図り、社会福祉協議会と連携し中核的な役割を担います。

(2) 交通弱者への交通確保

・高齢者や障害者などの交通弱者に対して、福祉タクシー制度などの交通手段の確保を継続します。また福祉タクシーについては、路線バスとの併用など有効に活用され、年々事業費が減少傾向にあります。より良い制度への改善も検討しながら現状の維持に努めます

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
ボランティアセンター登録者数	人	20	100
民生児童委員相談・支援件数	件	440	550
社会福祉協議会会員数	人	2,050	2,100
福祉タクシー利用件数	件	13,590	13,000

住民の協力と役割

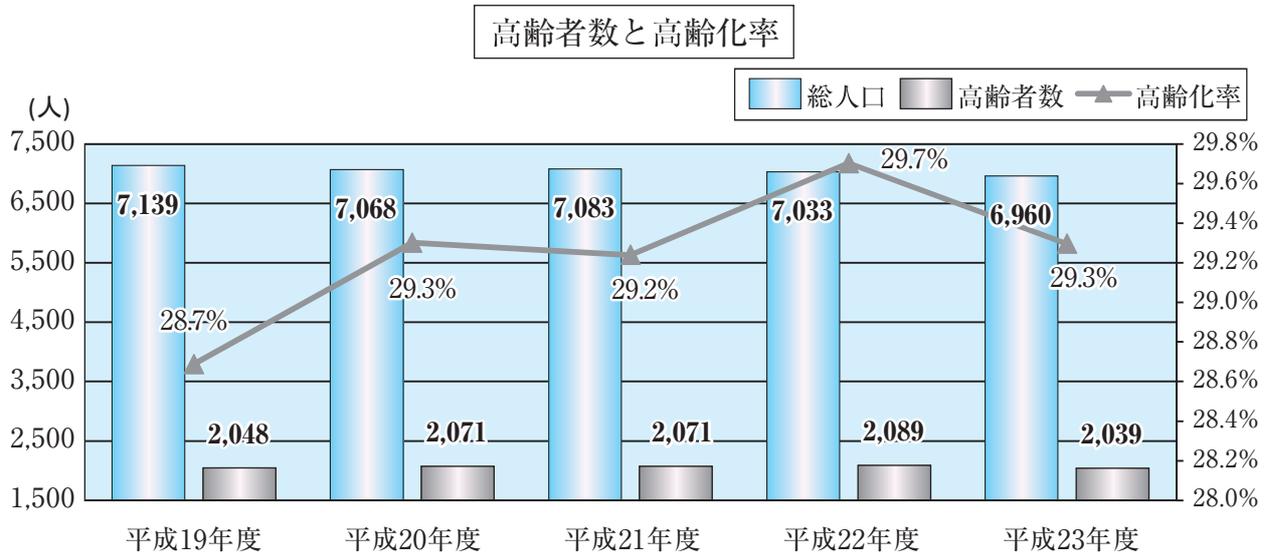
- 家庭でのしつけや教育で、思いやりや助け合いの心を持てる子どもに育てましょう。
- 地域ぐるみで福祉への関心と理解を深めましょう。
- 社会福祉協議会の各種事業を大いに利用し、積極的に参加しましょう。
- 地域福祉の向上のため地区の民生児童委員の活動に協力しましょう。
- 福祉タクシーは制度の目的に応じて節度ある利用に心がけ、無駄遣いをなくしましょう。

第2節 高齢者福祉の充実

現状と課題

【高齢者福祉】

- 平成23年10月1日時点で、村の高齢化率は29.3%（住民基本台帳ベース）ですが、高齢化の伸びとともに、健康で元気な高齢者も年々増加しています。
- 現代の高齢者は、健康づくりや社会への貢献、生きがい対策などの理由により、地域や社会へ高い参加意欲を持っています。
- そのため、高齢者が今まで培ってきた知識や経験、技能等を活かして、地域や社会へ積極的に参画できる支援や体制づくりが必要です。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる長寿社会を築くため、保健・医療・福祉の連携を図りながら、きめ細かな在宅福祉サービスの提供や地域包括ケアシステム¹の構築が必要となっています。



(資料：住民課／住民基本台帳)

【介護・介護予防】

- 介護保険制度施行直後の平成12年から介護給付費用は年々増大し、1号被保険者の介護保険料も第5期では第1期の2.2倍になっています。
- 重度（要介護3～5）要介護認定率は、平成22年度、23年度ともに65歳以上人口の9.0%を占めています。
- 今後は、介護保険制度の円滑な運営に努め、制度の理解を図り平行して介護予防にも一層力を入れる必要があります。

介護保険認定者数

区分/年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認定者数(人)	347	345	355	367	374

(資料：住民課)

¹ 地域包括ケアシステム

30分以内で駆けつけられる圏域で予防から要介護状態まで切れ目の無い一貫したサービスを行う体制。

施策の展開

(1) 高齢者福祉の充実

3年毎に見直している「老人保健福祉計画」と「介護保険事業計画」に基づいて、予防から要介護者まで住み慣れた地域で暮らしていけるような高齢者福祉の充実に努めます。

①地域包括ケア体制の構築

・ケア会議や関係機関との連絡会等の場で、保健・医療・福祉の連携により、ニーズの把握やケース検討を行い、適切なサービスを提供できるよう努めます。

②人材の育成と資質の向上

・保健福祉サービスの充実に図るために行政における社会福祉士等の人材の確保や地域のボランティアの養成を推進するとともに研修による各自のレベルアップを図ります。

③相談・情報提供体制の充実

・地域包括支援センター*²は、引き続き地域の高齢者の実態やニーズの把握、在宅介護に関する総合的な相談や助言、関係機関との連絡調整機能などの充実に努めます。

④高齢者の権利擁護

・高齢者を犯罪被害から守るための権利擁護の制度について知識の普及を図っていきます。

⑤自立支援・日常生活支援の充実

・要介護を防止するための介護予防事業や、自立した生活を支援するための生活支援事業の充実に努めます。

・高齢者が自立した生活を送るための、共同住宅などの研究を進めます。

(2) 介護サービスの充実と介護予防の促進

・村民の健康を維持し、増大する介護負担の軽減と介護保険料負担の増大を抑制するためにより身近な地域を拠点に介護予防事業を総合的且つ個人の特性を考慮した施策を行い、第1号被保険者介護保険料の抑制に努めます。また、事業の見直しと評価を継続的に実施していきます。

・重度要介護者の施設入所待機者の軽減と豊丘村で生涯暮らすことを可能にするために、平成26年度からのサービス開始を目指して、地域密着型介護老人福祉施設*³（小規模特別養護老人ホーム）の整備を行います。

² 地域包括支援センター

介護保険の介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、地域ケア支援など、地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援する拠点。

³ 地域密着型介護老人福祉施設

入所者が29人以下の小規模な特別養護老人ホームのこと。原則として、事業所の所在する市や町の住民のみが入所の対象となる。

評価指標

項目	単位	H23実績値	H34目標値
重度要介護（要介護3～5）認定率	%	9.0	7.6
高齢者1人当たりの介護給付費用	円	368,492	310,000
総合相談の相談件数	件	148	180
高齢化率（住民基本台帳ベース）	%	29.3	32.0
介護給付費	億円	7.0	7.2
介護予防給付費	億円	0.2	0.2

住民の協力と役割

- 自分の体力にあったスポーツに取り組みましょう。
- 高齢者クラブへ積極的に加入し、各種の事業や行事に参加しましょう。
- 生きがいのある人生を送るため趣味を活用したり、公民館学習会や世代間交流の場へ積極的に参加しましょう。
- 近所の老人世帯や一人暮らし世帯に対して、地域ぐるみの交流や援助を進めましょう。
- 老人大学やシニアリーダー実践講座に積極的に参加しましょう。
- 高齢者の介護を社会全体で支えあう介護保険制度の主旨や目的をよく理解しましょう。
- 日頃から、要介護状態にならないための予防、自衛に努めましょう。
- 高齢者の在宅介護などに関する相談は、地域包括支援センターを積極的に利用しましょう。



第3節 障がい者福祉の充実

現状と課題

- 障がい者を取り巻く環境は、高齢化の進行、障がいの重度化・重複化等より大きく変化してきています。平成18年に障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として障害者自立支援法が施行され、それまでの措置による障がい者福祉から自立を支援する障がい者福祉へ転換しています。

また、平成25年度からは障害者自立支援法が一部改正され、障害者総合支援法として新たな障害保険福祉施策が実施されるので、その動向も注視されます。
- 本村ではこれまで、関係機関と連携しながら、障がい者に対する各種の相談、経済的支援をはじめ、障害者自立支援法等による福祉サービス、障がい者の社会参加や就労の促進に向けた施策等、地域社会の中で障がい者が自立して暮らせるむらづくりを目指して、多様な施策を推進してきました。
- しかし、障がい者数は高齢化の進行とともに増加傾向にあり、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化も進み、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。
- このため、障害者総合支援法の動向とそれに伴う各種制度の改正を踏まえ、障がい者計画等に基づき、ノーマライゼーション⁴の理念の一層の浸透をはじめ、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリーのまちづくり等、障がい者施策の総合的な推進に努める必要があります。

⁴ ノーマライゼーション

障がい者も健常者も、高齢者も若者もすべての人々が等しく家庭や住み慣れた地域で、お互いに人間として尊重しながら普通に生活し、活動することが本来社会のあるべき姿であるという考え方のこと。

施策の展開

(1) 障がい者福祉の充実

障がい者が地域社会の一員として自立した生活ができるよう、自立支援サービスの定着や充実を図るとともに、地域で関わり合える社会環境づくりを推進します。

①障がい者にやさしいむらづくりの推進

・誰からも障がいについて十分な理解が得られるよう、ノーマライゼーションの理念や様々な障害特性の啓発に努めます。また、緊急時や災害に備えた防災体制を整備し、障がい者にやさしいむらづくりを進めます。

②自立と社会参加への支援

・障がいの状況に応じた保育・教育の充実を図るとともに、雇用の場の拡大や就労支援策の充実、スポーツやレクリエーション活動への参加促進を通じて、自立と社会参加への支援を進めます。

③地域での生活支援の充実

・住み慣れた地域で自立して生活ができるよう、障がいの早期発見や医療・リハビリテーション、一人ひとりの障がいの種類や程度に対応した福祉サービスや外出支援、日中活動の場の整備など、地域での生活を支える支援の充実を図ります。

④情報提供と権利擁護の推進

・障がいの特性に応じた情報提供や、相談支援事業所と連携した総合的な相談体制の充実を図るとともに、日常生活を安心して送れるよう障がい者の権利擁護の推進に努めます。また、必要な情報の提供及び助言等を供与するとともに、障がいのある人に対する虐待の防止及び、その早期発見のための関係機関との連絡調整、権利の擁護のために必要な援助を行います。

評価指標

項目	単位	H23実績値	H34 目標値
ホームヘルプ等在宅サービス利用者数	人	11	20
通所施設利用者数	人	27	40
相談支援件数	件	260	300

住民の協力と役割

○障がい者に対する理解を深め、障がい者が地域のなかで当たり前の生活ができる環境づくりに努めましょう。

○障がい者とのふれあいや、交流を地域で促進しましょう。

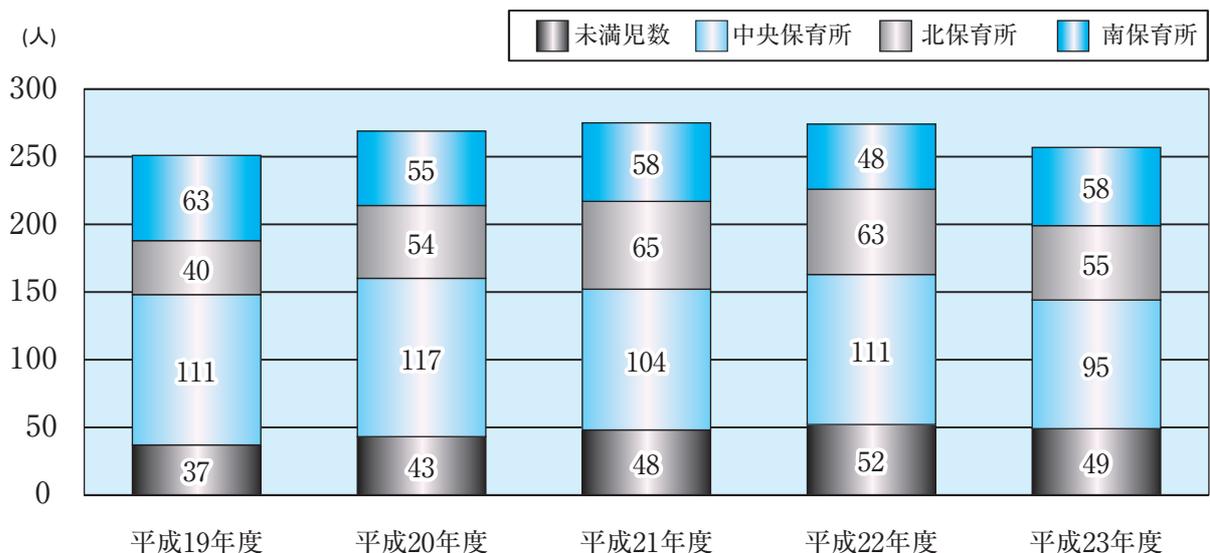
○障がい者自身も積極的に住民参加や地域活動への参加を心がけましょう。

第4節 児童福祉・子育て支援

現状と課題

- わが国では、予想を上回る勢いで少子化が進んでおり、今後、少子化がさらに加速することが懸念されています。本村においても、核家族化や共働き家庭の増加等、働き方や生活スタイルの変化により、子育て支援を必要とする家庭は増加傾向にあります。
- 本村ではこれまで、子育て家庭を村全体で支援していく「子育てにやさしい村」を目指し、保育サービスの充実を図るとともに子育て支援センターを設置し、育児相談や情報提供に努めてきました。平成23年度からは飯田市との定住自立圏協定により、病気のため保育所などで対応できないこどもを保育する病児・病後児保育を始めました。さらに、児童の放課後等の居場所づくりや過ごし方、母子保健事業の充実、乳幼児・児童の医療費助成、保健・福祉・教育・医療の連携、ひとり親家庭への支援等、各種の子育て支援施策を推進してきました。
- 今後も、子育て支援を推進するため、保育園・学校の一層の連携強化をはじめ、子育て支援センター施設の整備のほか、子育てに不安を抱える親の増加や相談内容の多様化等、従来の取り組みに加え、さらなる少子化対策・子育て支援対策を進めることが必要です。
- このため、次世代育成支援行動計画に基づき、子育て家庭を村全体で支援していくという視点に立ち、関係機関・関係団体が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための子育て支援施策を積極的に推進していくことが必要です。

保育所園児数・未満児保育人数の推移



(資料：住民課)

施策の展開

次世代育成支援行動計画に基づき、誰もが安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の整備・充実を図るとともに、次世代を担うすべての子どもたちが健やかに育つことができるような安心・安全の環境づくりに努めます。

(1) 子育て支援の充実

① 保育サービスの充実

- ・村として責任を持って保育所を運営していきます。
- ・特別保育等、多様化する保育ニーズに対応した保育の充実や施設等、保育環境の改善に努めます。

② 子育て家庭への支援

- ・親が子育てを自立して行うことができるよう、子育て相談や子育て中の仲間づくり等、子育て環境の整備に努めます。また、放課後児童クラブについて受け入れの拡大を図るなど、その充実に努めます。

③ 相談・援助体制の充実

- ・乳幼児期から小中学校まで、一貫した支援体制がとれるよう村組織の見直しを行います。
- ・子育て支援センターを拠点にして、育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して産み育てられるよう、子育て相談や交流、情報の提供等、援助体制の充実を図ります。また、保健センターでは、保健師が健康相談に応じるほか、乳幼児健全発達相談指導を実施し、ことばや発達の遅れ、育児不安等の相談体制の充実を図ります。

(2) 児童福祉の充実

① 要保護児童*⁵等への対応の推進

- ・関係機関・児童養護施設 慈恵園との連携のもと、要保護児童を中心とした児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児施策の充実等、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

(3) 青少年健全育成活動の推進

① 青少年健全育成組織の充実

- ・地域教育の場として、地区育成会の役割が重要になっており、地区育成会を校外活動の拠点として充実させるとともに、地域によって活動に差がある現状を改善していきます。

② 明るい地域づくり

- ・大人も子どももあいさつが自然に交わせるよう、地域や家庭で取り組むための啓発・啓蒙をします。
- ・青少年健全育成団体との連携を図りながら、有害な環境の浄化のためのパトロールや、非行防止に努めます。

⁵ 要保護児童

児童福祉法第6条の3に定める「保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当と認められる児童」

評価指標

項目	単位	H23実績値	H34目標値
保育所園児数	人	223	230
未満児保育人数	人	49人	56人
一時預かり保育受け入れ人数	人	延64人	100人
子育て支援センター利用者数 (延べ人数)	親子 (組)	1,007	3,000
地区育成会活動状況 (活動自治会数)	自治会	26	26

住民の協力と役割

- 児童が健やかに成長することができる環境づくりを推進しましょう。
- 近所で児童虐待を発見したら、すぐに関係機関へ通報しましょう。
- 保育所の運営について理解し、保護者としての責任も認識しましょう。
- 子どものしつけについて、今一度家庭での役割を認識しましょう。
- 家庭や地域でのあいさつを実践しましょう。
- 将来を担う青少年を地域ぐるみで見守り育てましょう。
- 地区育成会活動に積極的に参加し、活動を盛り上げましょう。
- 家庭で正しいしつけを身に付けさせましょう。
- 青少年の非行を見つけたら注意する勇気を誰もが持ちましょう。



第5節 医療・健康づくり対策

現状と課題

- 生活水準の向上や医療の進歩により人生 80 年の時代を迎えた今、生涯を通じて健やかに豊かな生活を送り健康寿命^{*6}の延伸のために健康づくりへの関心が高まっています。近年、がん・脳血管疾患・心疾患・循環器疾患など生活習慣病が増加し、これらの疾病の予防や早期発見・早期治療の必要性が高まっています。また、社会構造の変化による心理的なストレスの高まりなどから心の病も増加傾向にあります。
- 村民一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康で過ごすためには、「自分の健康は自分で守る」という自覚と責任のもと、栄養・運動・休養のバランスのとれた健康的な生活習慣を身につけることが重要であり、この上にたって総合的な健康づくりを進める必要があります。
- 21 世紀における健康づくりの国の指針である健康日本 21 (第2次) では 21 世紀の日本を「急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、国民医療費に占める生活習慣病に係る割合が3割となる中で、高齢化の進展によりますます病気や介護の負担は上昇し、これまでのような高い経済成長が望めないとすれば、疾病による負担が極めて大きな社会となる。」と捉え、生活習慣病の発症予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視した取組を進展させるよううたっています。

(1) 健康寿命と健康格差^{*7}

豊丘村は男女ともに平均寿命は長くなっていますが介護保険の認定率も高く、健康寿命は長いとは言えません。要介護状態の長期化や、生活習慣病を重ね持ち重症化している人と予防に努めることで合併症もなく過ごせる人との格差も開きつつあり健康格差の解消も大きな課題といえます。

(2) 生活習慣病の発症と重症化予防

村の国民健康保険特定健診受診率は H23 年度 57%と国の目標値 60%には届きませんでした。生活習慣病の予防・発見には健診受診によって自己の生活習慣を振り返ることが大切であり受診率向上が課題です。

(3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

幼少時から遊びが変化し、筋・骨格等の発育に必要な運動量が少なくなっています。豊丘村の地形、農業形態など膝関節、股関節を痛める高齢者も多く各ライフサイクルにおいて身体機能の維持向上が課題となっています。

⁶ 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

⁷ 健康格差

地域や経済状況の違いや集団における健康状態の格差

(4) 健康を支え守るための社会環境の整備

健康は個人的なものです。現代社会では社会環境からの影響が大変大きく、社会全体で取り組む体制づくりが重要です。各年代で各個人が健康状態を把握できる健診を準備するとともに、地域で健康学習に取り組める組織づくりも必要です。

(5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯、口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

社会環境が多様化し、食生活、活動状況、就業状況、休養状況、ストレス、口腔衛生等生活習慣の改善は個人によって大きく異なっています。社会・個人の生活の変化に伴って変化していく健康課題やニーズを把握し改善していくことが重要です。

各種検診の状況

(単位：人)

区分/年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
レントゲン検診	834	726	813	740	862
成人病検診	1,177	673	816	768	802
胃検診	335	342	329	276	258
子宮がん検診	247	262	309	307	281
乳房検診	199	224	171	104	177

(資料：住民課)

死因別死亡者数の推移

(単位：人)

区分/年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
悪性新生物(がん)	24	18	21	24	18
脳血管疾病	5	7	5	7	11
心疾患	18	22	12	20	18
肺炎・気管支炎	6	10	12	10	8
肝疾患	0	0	0	1	2
老衰	15	11	13	12	16
その他	12	13	13	18	23
総死亡数	80	81	76	92	96

(資料：住民課)

施策の展開

(1) 健康寿命と予防対策

- ①健康寿命の延伸と健康格差の縮小に努めます。
 - ・居住する地域や、加入する医療保険に係りなく発症予防・重症化予防ができるよう、地域ぐるみ・家族ぐるみの健康づくりを推進します。
- ②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防
 - ・がん、循環器疾患、糖尿病および COPD（慢性閉塞性肺疾患）に対処するため合併症の発症や症状の進展などの重症化予防に重点を置いた対策を推進します。

(2) 健康づくりの推進

- ①社会生活を営むために必要な若年期(乳幼児期)から高齢期までのすべてのライフステージにおいて、身体機能の維持及び向上に取り組みます。特に乳幼児期から成長期は「早寝・早起き・朝ごはん」を中心に据えた生活リズムの確立をめざし、すべての子供たちが健やかに成長発達できるように働きかけます。
- ②健康を支え守るための社会環境の整備
 - ・個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、村民が将来的に健康増進に取り組めるよう総合的に支援していく環境の整備に取り組みます。また、平成25年度から各自治会に「健康推進員」を配置し、地域の健康増進や介護予防事業などへの協力者として活動していただくよう取り組みます。
- ③栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯、口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善
 - ・対象ごとの特性やニーズ、健康課題の十分な把握を行います。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
健診受診率(がん検診)	%	5~15	30
健診受診率(国民健康保険特定健診)	%	57	60
国民健康保険特定保健指導率	%	63.3	85
国民健康保険医療費	億円	3.9	4.5

住民の協力と役割

- 自分の健康は自分で守りましょう。
- 積極的に各種健診の定期検診を実践しましょう。
- 家庭で健康づくり運動を実践しましょう。
- 積極的に健康づくりを進めましょう。
- 医療費について関心を持ち、健康の大切さについて理解を深めましょう。

第5章

ふるさと
故郷を愛し輝く未来を
拓く心豊かな人づくり

第1節 人権教育の推進

第2節 学校教育の充実

第3節 社会教育の充実

第4節 スポーツ振興

第5節 文化財保護と

地域文化の振興

第1節 人権教育の推進

現状と課題

- 私たちの周りには様々な人権問題が存在し、不当な差別に苦しんでいる人がいます。「人権」と一言で言っても幅が広く、学習会や研修会で学ぶ機会がありますが、多くの村民が人権について正しい理解を得られるためには、行政や学校の人権教育と連携をとり、差別のない明るい社会に暮せるよう、人権意識の高揚を図る必要があります。
- 社会の多くの面で、いまだに固定的な性別役割分担意識や女性の能力や適性についての偏見が根強く残っており、女性の主体的な活動の妨げとなっています。男女が対等な社会の構成員として、共に責任を分かち合いながら、あらゆる活動に参画する機会が確保された男女共同参画¹社会を実現するため、意識の啓発や環境づくりが課題となっています。

施策の展開

(1) 人権尊重意識の高揚

社会全体のあらゆる人権問題を正しく理解し、すべての人々がお互いの人権を尊重し、明るい社会を築いていくために、学習会や研修会への参加の呼びかけ、啓発資料の配布また、学校教育とも情報交換などで連携をとり、様々な方法で人権意識の高揚に努めます。

(2) 男女共同参画意識の高揚

①教育と啓発活動の推進

・性別による役割分担意識に基づく社会システムや価値観を見直し、男女がお互いに対等なパートナーとして職場・家庭・社会に参画できる条件を整備するため、職場・家庭・地域・学校などあらゆる分野における教育・啓発活動の推進を図ります。

・男女共同参画社会構築に向けた運動を、子育て支援活動・人権教育と合わせ積極的に展開します。

②地域づくりの推進

・古い慣習にとらわれることなく、誰もが地域づくりに参画できるための学習会・セミナーを開催します。

¹ 男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会をもつことにより、均等に利益を享受し、責任を負うこと。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
各種審議会 女性委員の比率	%	22.9	34.0
人権教育関係啓発講座開催数	回	6	7

住民の協力と役割

- 人権問題学習会に積極的に参加し、正しい認識と理解を深めましょう。
- 誰もが性別による差別的な取扱いを受けない、男女の人権を尊重しましょう。
- あらゆる分野において、男女が対等な構成員として尊重し合い、責任を分かち合いましょう。
- いじめのない村づくりをしましょう。



第2節 学校教育の充実

現状と課題

○ 少子化に伴う児童生徒数の減少や家庭・地域社会の教育力の低下など、教育をめぐる環境が大きく変化する中、子どもたちの学力や体力の向上、規範意識や社会性の涵養、いじめや不登校児童生徒への対応、若者の自立に向けたとり組みなど、教育改革への不断の努力が求められています。

このような社会の変化や教育課題に的確に対応し、明日を担い、輝く未来を開く心豊かな人作りを進めるためには、学校がその本来の機能を果たすとともに、家庭や地域の役割を明確にしながら社会全体で教育に取り組んだり、国籍や文化、個性の違いを認め合い共生できる社会の実現を図るなどして新たな視点も取り入れていく必要があります。

○ 豊かな自然に恵まれた郷土に愛着と誇りをもち、共に学びあっていく心豊かな人作りが大切で、そのためには地域に根ざした特色ある学校作りを行っていきます。

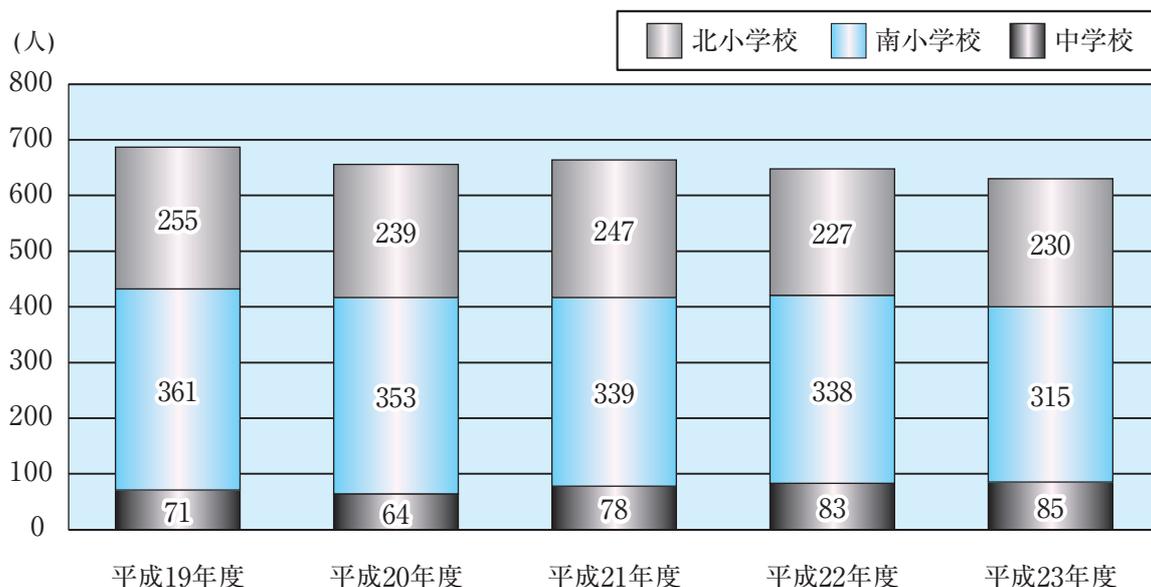
○ 自ら課題をみつけ、自ら学び、自ら考え主体的に判断・行動し、問題を解決できるような力を身につけていく教育が大切です。

○ ものの命を大切に、豊かな感性を育む教育と共に健康でたくましい心と体を作る教育が求められています。

○ 確かな教育ビジョンをもち、あられる情熱と豊かな感性をもち、専門性を高め、自己研鑽に励む力量ある教師を育成することが課題です。

○ 「地域の子どもは地域で育てる」学校・家庭、地域が連携して教育に当たっていくことが大切です。

小中学校の児童・生徒数の推移



(資料：学校教育基本調査)

施策の展開

(1) 学校教育の充実

①生きる力を育む教育の推進

基礎・基本を大切にしながら生きる力の育成を重視し、学習指導要領に基づいて社会変化に柔軟に対応できる能力や知・徳・体が調和し、社会的に自立した人間の育成を目指します。その中で、わかる授業を創造し、楽しい学校づくりに努めるとともに、特別支援教育にも力を入れます。

②地域に根ざした教育の推進

村をとりまく社会・自然条件や、歴史的資源、将来構想等の地域教材を積極的に活用して、郷土に愛着と誇りを持ち、地域の次代を担う子どもたちを育てます。

③学校・家庭・地域が連携した教育の推進

学校・家庭・地域が PTA・地区育成会活動等を通して連携し、学校評価^{*2}などを活用しながら信頼される学校作りを進めていきます。家庭学習の充実にも力を入れます。

④健やかな心身を育む教育の推進

児童生徒の健やかな成長を図るため健康教育や自然体験活動、読書活動、スポーツ活動や心のケアを充実させ、豊かな心と健やかな体を育む教育を推進します。特に元気にあいさつのできる子どもの育成に取り組めます。

⑤時代に対応した教育の推進

子どもたちが、社会人として自立していく基礎となる力を育てるためのキャリア教育や時代の変化に適切に対応できる情報処理能力の習得や国際理解教育、環境教育など、時代に対応した教育を推進します。

(2) 学校環境の整備・充実

老朽化した給食センターの改築をはじめとして学校環境を整備して充実させます。

評価指標

項目	単位	H23実績値	H34 目標値
学校が楽しいと感じる子ども	%	97	100
授業が分かると思う子ども	%	96	100
元気にあいさつのできる子ども	%	89	100

² 学校評価

子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組。

住民の協力と役割

- 円満な家庭生活を通じ、子供の発育に応じた適切な養育を行いましょう。
- 自ら教育問題や子育てについて学習を深めましょう。
- 親子のふれあいを大切にしましょう。
- 地域活動を通じて、子供の教育にとってふさわしい地域環境を整備しましょう。

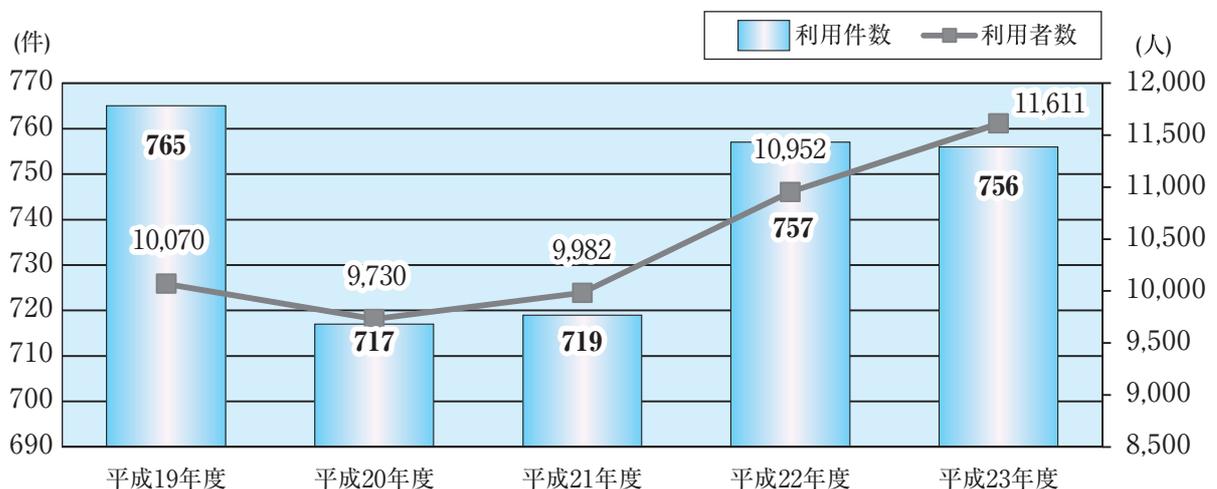


第3節 社会教育の充実

現状と課題

- 人生 80 年時代を迎え、また社会が複雑化したことにより、人々は社会生活を送っていく上で絶えず新たな知識・技術を習得していく必要性を強く感じています。豊かで充実した人生を送るためには、生涯学習に取り組むことが不可欠となっており、学習することで新しい可能性を見つけ、新たな自己を発見する喜びを体験することもでき、生涯学習を通して人間性豊かな生活を求める意識が高まっています。
- 本村は、公民館が社会教育の中心的役割を果たしており、地域住民の学習の場として各種講座・学級等を開催し多くの村民に活用されています。今後ますます公民館の果たす役割は重要であり、村民の声を聞き、村民のニーズに合った学習の機会を提供するため、学習者の視点に立って生涯学習の振興に努めなくてはなりません。
- 全国に先駆けて村民運動として取り組んでいる「早寝早起き朝ごはん」は、生活リズム改善部会が中心となり” テレビを消して外遊び、ゲームをやめて本を読もう” をサブテーマに、幼児から児童生徒とその保護者の間に推進しています。しかし、この運動の意義が十分理解されていないことが伺われ、この生活リズムの大切さを更に広めていく必要があります。

福祉センター利用状況



(資料：教育委員会)

図書館利用状況



(資料：教育委員会)

施策の展開

(1) 学習機会の拡充

① 各種講座・教室の充実

- ・ 住民が必要とする年代に応じた講座や学級を計画的に開催します。
- ・ 保育園児から小学生の親子を対象に、親子で体験する講座を提供し、様々な体験を通して感動や喜びを共有し親子のふれあい、参加者同士の親睦を図ります。

(2) 推進体制の整備

① 生涯学習社会の確立

- ・ 幼児教育・学校教育・社会教育の連携及び融合を図り、欠如しつつある公德心教育をふくめ、生涯学習社会の確立を目指します。
- ・ 住民の生きがい活動を促進するため、情報の提供や相談体制の整備を図ります。
- ・ 青壮年期を対象に学習意欲の啓発に努めます。
- ・ 高齢者の生きがい対策と世代間交流事業を推進します。

② 社会教育指導者の活用と育成

- ・ 社会教育の各分野にわたり登録された人材の有効活用と、指導者研修等により長期的視野に立った人材育成を行います。

(3) 社会教育施設の充実

- ・ 図書館を併設した社会教育施設の開設を通し、村民のより所、憩いの場、学習の場となるよう更なる社会教育活動の発展を目指します。
- ・ 平成26年度からは南信州図書館ネットワークに加入し、資料の充実を図り、利用者ニーズに応えます。

(4) 社会教育活動の支援

- ・ 公民館分館の活発な活動を推進し、自主活動グループを支援します。

評価指標

項目	単位	H23実績値	H34目標値
公民館登録グループ団体数	団体	61	70
福祉センター利用者数	人	11,611	25,000
図書館利用者数	人	12,310	24,000

住民の協力と役割

- 村民一人ひとりが生涯にわたり、生き生きと豊かでうるおいのある生活が送れるよう、自発的に学習に取り組みましょう。
- 地域社会の一員であることを自覚し、社会教育活動に積極的に参加し住みよい村づくりに取り組みましょう。
- 生活リズム改善村民運動を理解し、子どもたちの健全な育成のために、村民一丸となって取り組みましょう。
- 年間で村民1人10冊以上本を読みましょう。

第4節 スポーツ振興

現状と課題

- 高齢化の進展、余暇時間の拡大等により健康増進のためだけではなく、人生を明るく豊かにするためスポーツに親しむ人が増加しています。
- 村では、子供からお年寄りまで「村民みなスポーツ」を目指し、各種スポーツの底辺の拡大、レクリエーションスポーツの普及、各種大会の開催に力を入れてきました。
- スポーツを通じて「誰もが、いつでも、どこでも」気軽にスポーツが楽しめ、健全な心身を養い、共に励ましあえる仲間づくりや明るい健康な活力ある村づくりの実現を目指していくことが必要です。
- 軽スポーツ等の普及や少年スポーツクラブの育成指導を図り、生涯を通じて健康で明るい生活が営めるような環境をつくる必要があります。
- スポーツの技術のみならず、スポーツのあり方についても正しい知識の普及に努め、スポーツ教室の開催や独自の地域スポーツ情報の提供を行い、さらには地域スポーツ振興の推進役として指導者を養成していくことが必要です。
- 長寿化の進展等によりウォーキングなど健康対策としての運動が普及されてきています。今後、さらに積極的に取り組む必要があります。

体育施設利用状況

(単位：人)

区分/年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
村民体育館	33,626	30,917	29,136	30,192	17,943
村民運動広場	12,003	11,854	10,113	10,798	9,801
スポーツ館	5,723	6,274	6,384	5,903	6,222
マレットゴルフ場	6,039	6,656	5,811	5,401	5,641
テニスコート	-	-	-	-	9,352
合 計	57,391	55,701	51,444	52,294	48,959

(資料：教育委員会)

施策の展開

(1)生涯スポーツの振興

①スポーツ底辺の拡大

- ・家族ぐるみで参加し楽しむことのできる種目を普及します。
- ・スポーツ指導員の養成等資質の向上を図ります。
- ・地域でのスポーツ教室を開催し、普及に努めます。

②健康づくりの推進

- ・健康維持対策の運動について施設整備とともに関連部局と連携を取りながら積極的に取り組みます。

③スポーツ活動の充実

- ・各種スポーツ大会を年間計画に基づいて開催します。
- ・青少年のスポーツ活動の充実を図ります。
- ・高齢者・障がい者のスポーツ振興を推進します。

④生涯スポーツ社会の実現

- ・生涯スポーツ社会の実現に向け「総合型地域スポーツクラブ」との連携を図ります。

(2)スポーツ施設の整備

- ・既存のスポーツ施設の整備と運営効率化を図り、有効活用に努めます。
- ・スポーツ施設の管理について、指定管理者制度の導入も視野に入れ検討します。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
体育施設利用者数	人	48,959	60,000

住民の協力と役割

- 自分の体力や適性に合ったスポーツを選択し、快適な生活と健康増進のため積極的にスポーツに取り組みましょう。
- 家族ぐるみで軽スポーツに取り組みましょう。
- 短時間の軽運動でも継続的に行うよう努力しましょう。
- 体育施設は公共の施設として認識し、使用規則を守り大切に使用しましょう。
- スポーツの正しい知識を身につけ、指導者として地域スポーツ振興を図りましょう。

第5節 文化財保護と地域文化の振興

現状と課題

- 本村の歴史は古く、旧石器時代から人が住みつき、村内各地から縄文時代の土器や土偶、古墳時代の須恵器などが多数出土しています。指定された各所の文化財をはじめ天然記念物・史跡等を、文化財保護条例に基づき郷土の文化財として末永く保存し、後世へ継承していかなくてはなりません。
- 文化財を保護し、郷土の歴史・文化などに理解を深め、郷土に愛着を持つ心を醸成していく必要があります。
- 各地区を中心に行われてきた伝統芸能や文化的行事により培われた連帯や協調性が、近年個々の趣味の多様化や就労条件等の社会情勢の変化とともに希薄になりつつあります。

村指定文化財

種別	名称	指定年	所在地
建造物	泉龍院山門	S57. 12	河野
建造物	慈恩院山門	S60. 4	伴野
建造物	佐原観音堂	S60. 4	佐原
仏像	林 薬師如来	S57. 12	林里
仏像	伴野 阿弥陀如来	S57. 12	伴野
指定民俗資料	北市場十王像	H24. 3	田村
石造物	慈恩院 宝きょう印塔	S57. 12	伴野
城跡	本城	S57. 12	河野
出土品	パン状炭化物	S57. 12	資料館
出土品	線刻画入り小型土器	S57. 12	資料館
出土品	長頸壺	S57. 12	資料館
出土品	中手田遺跡出土品	H15. 9	資料館
古墳	大宮古墳群 大宮古墳	S61. 12	河野
古墳	境なし古墳	S61. 12	田村
古墳	小野山1号古墳	S61. 12	伴野
古墳	小野山2号古墳	S61. 12	伴野
歴史遺品	河野人形頭	S60. 4	資料館
天然記念物	クダザキ（ツツザキ）ヤマジノギク	S57. 12	村内
天然記念物	野田平こぶし(タムシバ)の群生林	S60. 4	野田平
天然記念物	ミヤマトサミズキ	H 1. 4	村内
天然記念物	大トチノキ	H 3. 5	野田平
天然記念物	笹見平しだれ桜	H15. 9	堀越
名勝	日本一のポットホールがある名勝地 大明神淵	H17. 2	野田平

(資料：教育委員会)

施策の展開

(1)文化財の保護と活用

- ・指定文化財等を地域の宝として保護するとともに歴史資料の収集と活用を図るため、歴史民族資料館の有効利用を図ります。
- ・文化財等について学習することにより郷土に愛着を持つ心を培い、文化財に関する情報・研究成果などの資料を積極的に提供します。

(2)伝統文化の保存・継承

- ・各地区を中心に行われる伝統芸能や文化的行事の担い手の育成や保存団体などの活動に対し支援します。

(3)芸術文化事業の充実

- ・豊かな情操を養い創造力を高めるため、公民館・資料館を中心に音楽・絵画などの芸術文化に接する機会の充実を図ります。

評価指標

項 目	単 位	H23 実績値	H34 目標値
歴史民俗資料館利用者数	人	647	750
芸術・文化関係イベント参加者	人	625	850

住民の協力と役割

- 郷土の歴史や文化を学び、郷土に対する理解を深めましょう。
- 歴史民族資料により次代を担う子供達に郷土の歴史と生活の知恵を伝えましょう。
- 文化財等を後世へ継承することは重要な責務と認識し、その保護に努めましょう。

第6章

豊丘の原風景と やすらぎあふれる住環境 について

- 第1節 道路環境整備の推進
 - 第2節 災害に強い村土づくり
 - 第3節 公園の整備
 - 第4節 上下水道の整備
 - 第5節 ごみの減量化・再資源化
 - 第6節 景観の保全
 - 第7節 自然エネルギーの活用
 - 第8節 水環境の保全
-

第1節 道路環境整備の推進

現状と課題

○村内の幹線道路

本村の幹線道路は、南北に県道伊那生田飯田線、広域農道及び竜東一貫道路が、又下段と上段を結ぶ路線として、黒谷線など6路線があります。

近隣町村へは、それぞれ県道で接続しておりますが、伊那生田飯田線は、大型車の交通量に比較して幅員が狭く、すれ違いに困難をきたしており、バイパス道路として竜東一貫道路の建設を進めました。

県道は引き続き長沢田村線の改良を進めており、早急な改良が必要です。

幹線道路は概ね改良されたものの、天竜川架橋を含む竜東一貫道路の完成は、村発展の最重要課題です。また、佐原線をはじめ県道から広域農道までの間の二次的改良も今後の課題です。

○生活関連道路

村の中心地と山間地を結ぶ幹線道路は概ね完成したため、今後は集落内道路の小規模な改良及び維持補修が必要です。

○広域的道路

三遠南信自動車道の整備とリニア中央新幹線の計画も着々と進められており、喬木インターチェンジと中央自動車道の松川インターチェンジを結ぶアクセス道路とリニア中央新幹線の飯田駅（仮称）との連結道路の早期整備促進を図る必要があります。

道路整備状況

(平成24年4月1日現在)

区分	路線数 (路線)	実延長(a) (km)	改良済延長(b) (km)	b/a	舗装済延長(c) (km)	c/a	
県道	4	14.2	12.3	86.6%	14.2	100.0%	
村道	1級	11	44.6	43.0	96.4%	41.9	93.9%
	2級	11	23.7	16.3	68.8%	22.0	92.8%
	その他	759	296.0	74.0	25.0%	135.9	45.9%
	小計	781	364.3	133.3	36.6%	199.8	54.8%
合計	1,566	742.8	278.9	37.5%	413.8	55.7%	

(資料：飯田建設事務所/産業建設課)

施策の展開

(1) 村内幹線道路の整備

① 天竜川架橋の促進

- ・河野から国道153号への架橋を促進します。
- ・伴野工場団地から高森工業団地の架橋を研究します。

② 県道の整備

- ・県道長沢田村線の改良を促進します。

③ 佐原線の整備

- ・県道伊那生田飯田線から広域農道までの間の2車線化と歩道設置を推進します。

④ 橋梁等道路施設の長寿命化

- ・橋梁等の維持管理について適切な時期に補修を行い、道路施設の長寿命化に努めます。

(2) 生活関連道路の整備

- ・集落間のアクセス性を高める幹線村道について、緊急度等を勘案し再整備を進めます。
- ・住民要望や緊急度等を勘案し、生活関連道路の整備を進めます。

(3) 広域的道路網の整備

① 三遠南信自動車道・リニア中央新幹線等

- ・三遠南信自動車道の早期完成を促進します。
- ・三遠南信自動車道と中央自動車道とのアクセス道路の整備を促進します。
- ・リニア中央新幹線の飯田駅（仮称）への連結道路の整備を推進します。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
道路改良率	%	36.6	40.0
道路舗装率	%	54.8	58.0

住民の協力と役割

- 道路は最も公共性の高いことを認識し、改良工事等に協力しましょう。
- 道路の清掃・除雪・路肩の草刈等の維持管理作業に協力しましょう。
- 道路愛護精神の高揚を図りましょう。

第2節 災害に強い村づくり

現状と課題

- 村土の約80%を占める森林は、土砂の流出、土壌の侵食等の山地災害を防止する重要な役割を担っています。しかし、その地形は急峻であり、山間地においては数多くの崩壊地が見られ、土石流や急傾斜地の崩壊による災害の発生が懸念される状況にあります。そのため、健全な森林づくりや適切な治山対策を講じる必要があります。
- 村内の一級河川は下流において天井川となっている河川が多く、住民が安心して快適な生活を営むためには天井川の解消、若しくは現在の護岸を、強固な護岸への改修が要望されています。また、天竜川においても重要水防箇所が数多くあり、これらの解消も重要な課題となっています。
- 豪雨時における排水が、一時的に下流地帯の排水路等に集中する恐れがあることから、これら水害対策も課題となっています。
- 急峻な地形で災害の発生が多い本村においては、河川上流へ砂防施設を建設して、下流の村土保全と住民生活の安定を図る必要があります。

施策の展開

(1) 治山対策の推進

- ・保安林の適正な配備を計画的に進めるとともに、土地利用の適正化に努めます。
- ・治山事業を計画的に進め、山地災害危険地区を総合的に整備し村土の保全機能の向上を図ります。

(2) 治水対策の推進

① 河川整備の推進

- ・天竜川の重要水防箇所の解消及び1級河川護岸整備を促進します。
- ・準用河川等の整備を促進します。
- ・用排水路の整備を行い、渇水対策、災害防止対策を図ります。

② 水防体制の整備

- ・水防資材の確保に努め、情報収集、迅速な伝達及び応急体制の整備を図ります。

(3) 土砂災害等対策の推進

① 土石流対策

- ・災害を未然に防止し、また、下流住民の生活の安全を確保するため、土石流発生の危険性が高い溪流を中心に砂防堰堤の建設を推進します。
- ・土石流危険溪流の表示をはじめ、総合的な土砂災害対策を推進します。

② 土砂災害警戒区域の対策

- ・指定された警戒区域を中心に、関係者との合意形成を図り、防災工事を中心とした対策を講じます。

(4) 災害復旧の推進

- ・被害箇所の早期復旧を図ります。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
土砂災害警戒区域の対策	箇所	0	5

住民の協力と役割

- 森林づくりへの理解を深め、森林の健全化に協力しましょう。
- 河川清掃等身近な環境の保全と河川愛護に協力しましょう。
- 用排水路の適正な維持管理に協力しましょう。

第3節 公園の整備

現状と課題

- 生活にうるおいとやすらぎをもたらし、自然に恵まれた本村の魅力をさらに高めるため、村が直営で管理する林原運動公園・天竜川河野河川敷の桜つつみ公園と、村内各地区で管理する公園（9箇所）を設置し、合計11箇所の公園が整備されました。
- 親子のふれあいや、軽スポーツができ、身近な憩いの場として利用者も多い状況です。健康で明るい村づくりを推進し、子供から大人まで心豊かなゆとりのある生活を送るための拠点となっています。
- 遊具等の老朽化、いたずらによる施設の破損など維持管理面で課題があります。

村内の公園

りんごっ子公園(河野区)	大野沢公園(林原木門地区)
天神公園(堀越区)	なしっ子公園(伴野区)
明神公園(田村区)	パノラマ公園(壬生沢福島)
コモンズ竹林公園(田村区)	桜つつみ公園(水辺の楽校周辺)
かきっ子公園(林里地区)	林原公園
赤松林公園(佐原地区)	

(資料：産業建設課)

施策の展開

(1) 既存公園の維持管理

- ・ 既存公園の設備等の整備や補修を行い、子供から高齢者までが楽しめる公園の整備を目指します。

(2) 新設公園の整備

① 福島公園(仮称)の整備

- ・ 恵まれた自然環境を生かし、村民が自然とのふれあいや休養、散策の場となるような「自然と親しめる公園」の整備に向け検討します。

(3) 住民意識の高揚

- ・ 公共の施設であるとともに多くの人々が利用することを認識し、施設を大切に使うよう啓発を行います。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
公園設置数	箇所	11	12

住民の協力と役割

- 公共の施設であるとともに多くの人々が利用することを認識し、大切に使いましょう。
- 自分たちの公園であることを理解し、できることは自分たちで管理していきましょう。



第4節 上下水道の整備

現状と課題

○ 現在、村内には3つの簡易水道があり、全体の97%が地下水を水源とした水道水の供給を実施しています。そんななか近年、硝酸態窒素¹の濃度が高くなっている水源もあり水質の悪化が心配されましたが、現在は安定し濃度も基準値内で推移しています。より良質で安全な水を皆様に供給できるよう、現在ある水源の水質を絶えず監視を行っていきます。

○ 汚水処理人口比率は村全体で97.6%となり村民のほとんどが汚水処理を行っています。

その中で、農集伴野処理場はH22、23年度の修繕により汚水処理能力は向上し放流先での環境保全を保つことができ、H24、25年度にかけて実施する農集河野処理場の修繕により更なる効果が生まれます。

各処理場は供用開始から15年以上経ち管渠の点検・修繕、処理場の機器類の修繕等の維持管理費の増加が見られ、施設の長寿命化や耐震化が必要となってきています。

年度別配水状況の推移

(平成24年2月1日現在)

区分/年度	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
行政区域内人口	人	7,211	7,333	7,147	6,973	7,047
給水人口	人	7,134	7,257	7,079	6,907	6,985
給水戸数	戸	2,054	2,014	2,027	2,025	2,030
年間配水量	m ³	748,550	774,218	782,964	767,465	783,903
普及率	%	98.9%	99.0%	99.0%	99.1%	99.1%
年間給水量	m ³	608,233	605,510	591,958	590,567	575,688

(資料：環境課)

¹ 硝酸態窒素

窒素化合物が酸化によって生じた生成物の総称。硝酸性窒素、亜硝酸性窒素のことを指す。

下水道普及率

(平成24年4月1日現在)

区分/年度		単位	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
全体	行政区域内人口	人	7,175	7,190	7,138	7,063	7,062
	水洗化人口	人	6,908	6,959	6,919	6,869	6,890
	水洗化率	%	96.3%	96.8%	96.9%	97.3%	97.6%
合併浄化槽	区域内人口	人	1,353	1,363	1,324	1,307	1,279
	水洗化人口	人	1,353	1,363	1,324	1,307	1,279
	水洗化率	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
農業集落配水	区域内人口	人	2,251	2,251	2,252	2,244	2,215
	水洗化人口	人	2,207	2,214	2,205	2,193	2,189
	水洗化率	%	98.0%	98.4%	97.9%	97.7%	98.8%
特定環境保全公共下水道	区域内人口	人	3,473	3,489	3,474	3,432	3,484
	水洗化人口	人	3,348	3,382	3,390	3,369	3,422
	水洗化率	%	96.4%	96.9%	97.6%	98.2%	98.2%

(資料：環境課)

施策の展開

(1) 水道施設の維持・改修

- ①堀越・長沢簡易水道 水道管布設替事業
 - ・老朽化した水道施設の更新事業を行います。
- ②簡易水道統合事業
 - ・現在ある三つの簡易水道を統合し、上水道に移行します。
- ③水道施設統合整備事業
 - ・上水道に移行するための施設整備を実施します。
- ④水道ポンプ施設等更新等事業
 - ・老朽化した水源ポンプ等について定期的に更新し水道水の安定供給に努めます。
- ⑤住宅建設のニーズに合わせた上下水道本管敷設事業
 - ・宅地開発等に併い先行投資事業により管路の整備を優先し実施します。

(2) 下水道施設の維持・改修

- ①豊丘村特定環境保全公共下水道の事業推進
 - ・下水道事業計画の見直しを行い、事業の推進を図ります。
- ②豊丘浄化センター 電気機器類の健全度評価による大規模修繕
 - ・長寿命計画により老朽化している電気機器類の大規模改修を実施します。
- ③豊丘浄化センター及び主要管渠の耐震診断及び補強工事
 - ・浄化センター等の耐震診断を実施し、それに伴う補強工事等を実施します。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
水道有収率* ²	%	73.4	85.0
汚水処理人口比率	%	97.6	99.0

住民の協力と役割

- 水は貴重な資源です。住民一人ひとりが自覚し、水の有効利用に努め、節水意識を高めましょう。
- 宅内施設の保安全管理に努めましょう。
- 機械を損傷してしまう物が流れないように心がけましょう。
- 施設の公共性を自覚し、長く使えるように心がけましょう。



² 有収率

配水水量に対して料金として回収される水量(有収水率)の割合。
 $(\text{年間総有収水率}) \div (\text{年間総配水量}) \times 100 = \text{有収率}(\%)$ で計算される。

第5節 ごみの減量化・再資源化

現状と課題

- 住民各自が自覚と責任を持つことが大切なことであり、収集袋は統一して、全てのごみ排出は収集袋で行うことを徹底しています。
- ごみの分別収集を行い、再資源化に取り組んでいます。又、小学校の資源回収に協力しています。
- 不法投棄や環境美化運動については、住民参加によるゴミゼロ運動を年2回実施し、積極的な啓発運動を推進しています。
- 年々増加するごみにより最終処分場の埋立残余量が半分程になっています。少しでも長く使えるようにするとともに、次期処分場の検討を行っていきます。
- 廃棄物の減量化・リサイクルを積極的に進めることにより、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを更に推進していきます。
- 建築廃材等の産業廃棄物は増加傾向にあり、産業廃棄物を取り巻く社会情勢や各種法律の規制が厳しくなるなかで関係企業はその処理に苦慮しています。
- 村内には、民間で設置した処分場2箇所で行われて埋立処理が行われています。
- 使用済小型電子機器等の再資源化を図るため、今後国の法律に基づき回収体制の検討及び整備を図っていく必要があります。
- 広域連合での新しいごみ処理施設に対応した新しい分別を行っていく必要があります。

ごみ処理量の推移

(単位：t)

区分/年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
燃やすごみ	496	462	461	455	474
埋立ごみ	35	34	16	16	21
廃プラ	49	49	42	39	47
資源ごみ	204	201	465	471	477
有害ごみ	4	3	3	3	4
収集ごみ合計	788	749	987	984	1,023
資源回収	346	350	96	34	42
粗大ごみ	10	11	8	7	4

(資料：環境課)

施策の展開

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

①分別収集の推進

- ・リサイクルを目的別に徹底した分別収集を行います。

②ごみの発生・排出抑制意識の高揚

- ・ごみの減量化やリサイクルについて意識啓発を図り、村民総参加の取り組みを推進するとともに、各方面への働きかけを本村から発信します。
- ・環境に配慮した、消費行動の意識啓発を行います。

③減量化・再資源化の推進

- ・生ごみ処理機等設置補助制度を有効利用し、堆肥化による生ごみ減量化を推進します。
- ・埋め立てゴミの分別徹底を行い、減量化を推進します。また、次期埋め立て処分場の研究を進めます。

④次期ごみ処理施設の対応

- ・広域連合で建設されるの次期ごみ焼却施設に対応した、新たな分別を行います。

(2) 環境美化の推進

- ・不法投棄防止監視員や不法投棄監視カメラを配置し不法投棄に対する監視を強化するとともに、不法投棄をしない、させない環境づくりを住民一体となって推進します。

(3) 産業廃棄物の適正な処理と周知

- ・環境保全等から新たな処分場建設の受入には慎重を期し、村内企業の健全育成を図るため、村内の産業廃棄物処理については適正に処理できるよう配慮します。
- ・産業廃棄物の処分については、県と連携を図り、適正な処理及び管理を指導します。
- ・一般廃棄物と混同しがちな農業用の資材・機材等は産業廃棄物にあたるため、県及び関係団体等と連携を図り、その適正な処理・排出・管理を周知し、指導します。

(4) 循環型社会の推進

- ・循環型社会形成推進基本法に定められた基本を原則に、廃棄物処理法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等の把握、周知を図ります。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
家庭系ごみ排出量	t	1,069	1,000

住民の協力と役割

- リサイクルを推進し、ごみの減量化に努めましょう。
- ごみや空き缶の投げ捨て、不法投棄は絶対に行わないようにしましょう。
- 環境に関心を持ち、ごみ問題について学習を深めましょう。
- 建築廃材等の廃棄物の減量化を推進しましょう。



第6節 景観の保全

現状と課題

- 自然環境は、あらゆる生物の大切な生存基盤であり、誰もが豊かな自然の恵みを享受でき、動植物にとっても良好な生息・生育環境が確保されるように保全する必要があります。
- 村土の80%を占める緑豊かな森林は、水資源のかん養や国土の保全などの多面的機能を持っており、また、美しい渓谷を形成する河川は人々にうるおいを与えます。しかし、森林地帯は手入れが不十分であり、河川は倒木などにより荒廃が進んでいます。
- 河岸段丘が広がる風景は、豊丘村の誇る資産の1つであり、村全体が美しい豊かな景観をつくっています。また、風格のある民家や広大な田園、手入れの行き届いた果樹園など、人々の暮らしが農村の美しい景観を育んでいます。これらは、今後高速交通路網が発達し、都市部からの観光客が来村した際には、心惹かれる原風景となります。しかし、農業生産を放棄した荒廃農地の増加、農業地帯への宅地開発などにより、景観の破壊が進んでいます。
- 本村の特性を生かし、周囲と調和した景観の形成に取り組むとともに、住民の美しい景観形成に対する意識の高揚を図る必要があります。また、村民参加による維持管理体制の育成を図り、景観保全区域の設定や景観形成住民協定の策定³などによる景観の再生に向けた取り組みが必要です。
- 山間部を中心に廃屋の増加が目立ってきています。所有者、地元が中心となって、地域の景観を守っていく取り組みが必要となっています。

施策の展開

(1) 良好な景観の形成

① 周囲と調和した良好な景観の保全・形成

- ・ 豊かな自然と農村のたたずまいを生かし、周囲と調和した景観の形成を図ります。

② 住民の意識高揚と参加

- ・ 住民一人ひとりの景観保全に対する意識の高揚を図ります。
- ・ 住民主体の景観保全活動への支援を図るとともに、景観育成住民協定の制定など住民参加による自主的な地域の景観づくりに取り組みます。

³ 景観育成住民協定

地区の住民が主体となって、建物の色彩、形態などの外観や緑化など景観づくりのルールを決め、地区の住民でそれを守っていくという協定。

(2) 豊かな自然環境の保全

①自然環境の保全

- ・村内での森林保全、動植物の実態把握と保護・保全に努めます。

②自然体験・環境学習の機会の充実と村民参加による環境保全

- ・学習会等の活動を通じ村民が村の自然環境に触れる機会の充実、ふれあいの場を提供し、村民の中に自然への理解と環境保全への意識の高揚を図ります。

③村事業における環境配慮

- ・公共事業を実施する際には、自然環境の保全に配慮します。

評価指標

項目	単位	H23実績値	H34目標値
環境美化活動参加者数	人	2,000	2,010
環境に配慮した空き家改修事業 解体実施数	棟	0	2
自然環境学習活動の実施数	回	2	4

住民の協力と役割

- 自然体験・自然学習に積極的に参加し、自然とのふれあい、その仕組みや大切さを理解しましょう。
- 村内の動植物の保護・保全に努めましょう。
- 環境保護活動に積極的に参加し、村の自然環境の保全に努めましょう。
- 耕作放棄地、荒廃農地を減らすための取組みに参加しましょう。

第7節 自然エネルギーの活用

現状と課題

- 温室効果ガスの排出による地球温暖化の進行やオゾン層の破壊等、環境への影響が地球規模に及んでいます。住民、行政、事業者、各種団体等との緊密な連携のもと、地球温暖化に対して緊急に取り組みが必要です。
- 東日本大震災で発生した福島原子力発電所の事故により、住民の自然エネルギーに対する意識は高まっています。
- 公共施設における太陽光発電システムは、国庫補助事業や民間ファンドを活用しながら現在村内6か所に設置しています。また、村民及び事業所においては、平成12年度より太陽光発電システムの設置に際して村が補助を行い自然エネルギーの活用に取り組んでいますが、村民の負担が大きいため普及がなかなか進んでいない状況です。

施策の展開

(1) 自然エネルギーの導入と研究

CO2削減をめざし、エネルギー使用の抑制に努めるとともに、環境に優しい自然エネルギーの導入を進め、地球環境の保全を目指します。

- ・ 総合的な地球温暖化対策
- ・ 省エネルギー対策
- ・ 太陽光発電システムの活用の推進
- ・ 小水力発電、バイオマス燃料の研究。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
一般住宅への太陽光発電システム 設置数(累計)	箇所	125	300
公共施設への太陽光発電システム 設置数(累計)	箇所	6	8

住民の協力と役割

- 再生可能エネルギーの導入を積極的に図りましょう。

第8節 水環境の保全

現状と課題

- 水は流下・浸透等により地表・地下を通じて河川の水量確保や水質浄化・生態系の保全に大きな役割を果たしながら循環しています。そして、住民生活や産業活動を支えるとともに、人々の生活に潤いをもたらせてくれる大切な自然資源です。このため、水環境の保全に努め、豊かな自然が持つ自らを浄化させる作用を維持・増進し、良好な環境水準を安定して確保する必要があります。
- 本村では、平成元年から下水道等整備（平成23年汚水処理人口比率97.6%）に取り組み、天竜川をはじめ多くの河川・水路等の水質改善・保全に努めてきました。また、本村の水道水源は約97%が地下水でまかなわれており、健全な水環境の確保を図る必要があります。
- 村土の90%を占める森林と農地が、水源かん養機能を充分発揮できるよう、適正な維持管理に努める必要があります。
- リニア中央新幹線の工事・開通に伴い、地下水の状況や水源かん養林の保全について注視してゆく必要があります。

施策の展開

(1) 水環境の保全

①水質の保全

- ・水質汚濁の防止や水環境の保全についての意識啓発を図ります。
- ・下水道・合併処理浄化槽の機能維持を推進し、生活雑排水等による水質汚染の防止に努めます。
- ・産業排水対策を推進し、河川の水質保全に努めます。
- ・河川・地下水の水質検査を定期的実施し、良好な水質の保全に努めます。
- ・地下水への影響が懸念される除草剤・農薬をはじめとする汚染物質の使用・排出等に対する指導など、地下水汚染防止対策を推進するとともに、地下水の保全意識の高揚を図ります。

②水源地域の保全

- ・森林・農地の適正な維持管理を図り、その水源かん養機能を向上させ、良質な水の安定供給を図ります。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
汚水処理人口比率	%	97.6	99.0
水道有収率	%	73.4	85.0

住民の協力と役割

- 森林・農地のもつ水源かん養機能を認識し、その維持管理を図りましょう。
- 水質汚濁の防止や水環境の保全に対する意識の高揚を図りましょう。

第7章

住民の活動を支える 行政運営

第1節 公共交通機関の整備

第2節 事務事業の効率化

第3節 広域行政の推進

第4節 高速交通路網の整備

第1節 公共交通機関の整備

現状と課題

- 村では、バス事業者の村内路線バス撤退表明をうけて、平成17年度から村営により路線バス3路線の運行を開始しました。しかし、主にスクールバスとしての運行であったことから、管内及び近隣を結ぶ交通対策を総合的に検討するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づく法定協議会を設置し、平成21年度から平成23年度までの3年間、路線経路等の見直しを行いながら実証運行を実施、平成24年度からは地域公共交通確保維持事業により村営バスを運行しています。
- 高齢者をはじめとする交通弱者対策として、村内の医院・商店・公共施設への交通手段の確保を図るとともに、地域の中核都市である飯田市への交通手段の確保、JR飯田線市田駅への社会人・高校生の通勤通学対策、及びこれらの交通機関と村営バス、福祉タクシーとの連携による住民移動の円滑化、効率化をより一層充実していくことが必要となっています。

施策の展開

(1) 公共交通機関の確保と充実

①公共交通機関の利用促進

- ・既存公共交通機関の利用を促進するため、より一層の啓発活動に取り組むとともに、村営バスとJR飯田線などとの接続を確保することなどにより、公共交通の維持、利便性の向上に努めます。

②村内交通条件の充実

- ・村営路線バスに対するニーズを把握し、誰もが便利に使える交通手段となるよう努めます。

評価指標

項目	単位	H23 実績値	H34 目標値
人口に対する村営バス年間利用者数の割合	%	89.2%	95.0%

住民の協力と役割

- 公共交通機関の重要性を理解し、積極的に利用しましょう。

第2節 事務事業の効率化

現状と課題

- 近年、地方公共団体においては少子高齢化の進行、環境問題の深刻化、高度情報化、村民意識の多様化など社会情勢の変化が進行し、行政課題も複雑多様化の様相を見せています。一方で、複雑多様化する行政課題への対応や行政サービスの高度化などで行政需要が増加している反面、長引く景気低迷から村税をはじめとする歳入の確保は年々難しくなる傾向にあり、財政状況は厳しいものとなっています。
- こうした状況の下、村政においては、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう体質を強化し、住民福祉の向上と個性的で活力あるむらづくりを行っていくことが求められています。また、村民本位の行政サービスを将来にわたって安定的に提供していくためには、中長期を展望した計画的な財政運営に努めるとともに、安定した自主財源の確保・事務事業の見直しによる効果的な財源配分など運営の効率化に努め、財政基盤の強化を図っていく必要があります。
- 情報技術の飛躍的な発展やインターネットの急速な普及により、村民等の情報通信に対する関心が高まっており、これら通信技術を活用による、行政サービスの提供が求められています。これら行政事務の電子化は、今後の情報インフラの発展に伴い需要を増していくと考えられ、新しい技術を取り入れ行政サービスの向上を図る必要があります。
- 事務事業の効率化、行政サービスの向上を進めていくためにも、職員の資質向上に向けた教育に取り組む必要があります。

豊丘村の財政力の推移

(単位：千円)

区 分 / 年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
財 政 力 指 数	0.312	0.308	0.301	0.287	0.276
歳 入	3,564,269	3,710,264	4,320,013	4,439,922	4,158,173
歳 出	3,170,398	3,230,053	3,751,557	3,743,065	3,474,485
実 質 収 支	271,371	422,624	486,211	677,177	636,885
実 質 収 支 比 率	12.1	18.5	19.5	26.3	25.1
実 質 公 債 費 比 率	12.6	12.2	11.2	9.5	8.2
将 来 負 担 比 率	24.5	22.0	△ 14.0	△ 19.4	△ 31.1
経 常 収 支 比 率	76.1	76.1	74.0	69.4	71.6
標 準 財 政 規 模	2,242,050	2,279,467	2,499,187	2,575,886	2,539,973
地 方 債 現 在 高	3,667,145	3,513,338	3,463,501	3,523,838	3,322,290
積 立 金 現 在 高	2,073,584	2,187,275	2,395,827	2,461,051	2,561,608

(資料：総務課)

村税の収納率

(単位：千円)

区分/年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		
	決算額	構成比									
村民税	個人分	246,527	39.94%	248,324	39.65%	241,846	40.50%	212,284	36.39%	219,975	36.56%
	法人分	31,706	5.14%	34,782	5.55%	16,807	2.81%	30,304	5.20%	33,414	5.55%
固定資産税	295,851	47.93%	300,467	47.97%	294,734	49.35%	291,885	50.04%	292,923	48.68%	
軽自動車税	19,830	3.21%	19,877	3.17%	20,273	3.39%	20,205	3.46%	20,362	3.38%	
市町村たばこ税	23,321	3.78%	22,881	3.65%	23,536	3.94%	28,641	4.91%	35,057	5.83%	
収納率	99.5		99.6		99.3		99.1		99.3		

(資料：税務会計課)

施策の展開

(1) 財政運営の効率化

①財源の確保

- ・国・県の補助制度を有効に活用することで財源の確保を図ります。
- ・課税客体の的確な把握や手数料等の見直し、適正化で自主財源の確保と公平化を図ります。

②効果的な財源配分

- ・施策の計画にあたっては事業効果・緊急性等を考慮した優先順位の設定と、それに基づいた重点的・効率的な財源配分を行い、経営意識を持って対処し、施策の評価を行います。

③経常経費の節減・合理化

- ・経常経費をはじめあらゆる経費の節減に努め、限られた財源を有効かつ適正に活用します。

④行政改革の推進

- ・行政改革を実施することで、効率的な行政運営を行い住民サービスを向上していきます。
- ・事務効率の向上に向け、常に調査・研究を行い、一層の効率化を図ります。

(2) 情報化社会への対応

①行政事務の電子化

- ・各種事務の電子化やシステムの高度化を推進し、情報の共有化を進め、事務の合理化・効率化・迅速化を図ります。
- ・情報セキュリティ対策、情報機器の災害対策を行い、情報化時代に対応した安心と安全の確保に努めます。

②行政サービスの電子化

- ・電子申請サービスやノンストップサービス¹など情報化社会に対応した新しい行政サービスの向上を図ります。
- ・新しい技術を積極的に研究し取り入れることで、住民などへよりよいサービスが提供できるように努めます。

③CATV等を活用した情報伝達

- ・村民にいち早く情報を伝達するため、CATVを利用したデータ放送や災害時に備えたデジタル同報無線など、デジタル化技術を活用した情報伝達に努めます。

④インターネットを活用した情報伝達

- ・村民をはじめ、村外の人々へも村の情報を積極的に発信していくため、インターネットを利用した新しい情報伝達手段の活用を推進します。

(3) 職員資質の向上

- ・職員研修を強化し、オールマイティーな職員の養成とプロへの意識改革を図ります。
- ・人事評価制度を導入し、人材育成と職員資質の向上に努めます。

評価指標

項目	単位	H23実績値	H34目標値
実質公債費比率	%	8.2	6.0
将来負担比率	%	Δ31.1	Δ50.0
経常収支比率	%	71.6	73.0
電子申請が可能な業務数	件	2	5
村税収納率	%	99.3	100

住民の協力と役割

○各種団体等は自主運営を行い自立に努めましょう。

¹ ノンストップサービス

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。特に、様々な行政手続きをいっぺんに行えるサービスを指すことが多い。

第3節 広域行政の推進

現状と課題

- 社会経済環境の変化や交通手段・情報手段の発達などに伴い、村民の日常生活や経済活動の圏域は拡大しており、広域的な視点で対応を求められる行政課題も増加しています。また、広域で連携して取り組むべき課題も多く、同じ課題を有する近隣市町村と連携して効果的に取り組むことも必要となっています。
- 平成11年4月に発足された南信州広域連合では、財政面・効率面から、村単独で行うよりも広域的に処理をした方が合理的な分野(消防救急業務、ごみ処理・し尿処理、介護保険認定審査等)について広域的な処理を行っていますが、今後も、それぞれの課題に応じた近隣市町村との多様な連携を推進し、広域行政に取り組んでいく必要があります。
- 平成21年度に発足した下伊那北部事務組合では、火葬場の設置や管理運営、下伊那北部地域の広域的な課題について取り組んでいます。
- 飯伊地域は面積が広大で、自治体の規模も大小の差が著しく事業調整に困難が伴う場面がありますが、関係市町村が協力し合う必要があります。さらに、今後は三遠南信自動車道、リニア中央新幹線など広域的な連携がより重要となる局面が予定されています。より一層の広域的な協力が求められます。
- 平成21年に定住自立圏形成協定を飯田市と締結し、医療・福祉・産業など生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化に取り組んでいます。

施策の展開

(1) 広域行政の推進

① 広域的な市町村連携の推進

・適切な機能分担と広域的な連携とともに、地域の自主性と創意工夫により、魅力的で特色ある産業形成や雇用の確保・コミュニティ活動などの充実による一体的な地域づくりを推進します。

② 広域事業の推進と充実

・三遠南信自動車道・リニア中央新幹線の整備の促進やその効果を最大限に利活用できる社会基盤の整備について、広域的な連携により推進します。

・地方分権や行政改革の推進、高度化する住民ニーズや少子高齢化、産業振興等地域の持つ重要な課題に市町村の枠を超えて広域的な視点で取り組みます。

評価指標

指標なし

住民の協力と役割

- 行政事務の広域化に対する理解を深めましょう。

第4節 高速交通路網の整備

現状と課題

- 人口減少や高齢化が進展する中において、今後の地域の発展と住民の快適な生活や経済活動を支える基盤として、高速交通路網の整備が急がれています。
- 三遠南信自動車道は、長野県南部と静岡県浜松市を繋ぐ高規格幹線道路として建設されています。現在は飯田市から喬木村を経由し、飯田市上村へ通じる箇所の工事が行われています。今後は愛知県東部、静岡県浜松市を結び、中京・東海圏との重要なルートとなることが予想されています。豊丘村は、中央自動車道松川ICと喬木村とを繋ぐ経路上にあり、この三遠南信自動車道によって新たな流通経路がもたらされることとなります。このため、村内の交通網整備とあわせ、広域的な道路環境整備にも取り組んでいく必要があります。
- リニア中央新幹線は、首都圏 - 中京圏間の2027年の先行開業を目指しており、東京 - 名古屋間を最速で40分で結ぶ予定です。東京都 - 大阪市の全線開業は2045年の予定で、東京 - 大阪間を最速67分で結ぶと試算されています。この首都圏-中京圏での先行開通に伴い、この豊丘村もリニア中央新幹線が通過することがJR東海により示されています。今後、現地調査や建設工事が行われますが、工事による景観の保全、発生土の活用などの課題が予想されます。

施策の展開

(1) 高速交通路網の整備

①情報の収集と開示

- ・ 高速交通路網の整備では、住民の理解が最前提となるため、情報の収集及び事業者との折衝を行い、住民の理解を得るとともに地域の活性化に繋げる基盤とします。

②広域行政での取り組み

- ・ 高速交通路網の整備は地域はもとより、沿線の自治体に関係する大きな事業のため、広域的な連携による整備促進、課題の共有を図り、全体の活性化に繋がります。

③リニア中央新幹線に対する取り組み

- ・ リニア中央新幹線建設に伴う騒音対策、景観保全、公害防止、発生土の活用などの諸課題に対し、沿線自治体や関係機関と連携し、環境の保全に取り組むとともに、開通後の将来計画の研究を進めます。

評価指標

指標なし

住民の協力と役割

- 高速交通路網整備の整備に関する情報について深く理解し、協力しましょう。

資料編

豊丘村総合振興計画策定委員

計画策定の経過

豊丘村総合振興計画策定委員

委員数 33 名(順不同・敬称略)

氏 名	委 員 区 分		分 科 会	備 考
松村 正三	村議会議員	総務委員会	総 務	
片桐 義憲	//	経済建設委員会	経 済 建 設	
川野 孝子	//	社会委員会	社 会	
竹村 元志	教 育 委 員		社会・土地利用	副 会 長 H24.9.30 退任
寺沢 宜勝	//		社会・土地利用	副 会 長 H24.10.1 就任
宮下 友治	農 業 委 員		経済建設・土地利用	
壬生 力	民生児童委員		社会・土地利用	社会副分科会長
壬生 麻美	公共団体等の代表	交通安全協会	総 務	
市瀬 憲	//	河 野 区	経済建設・土地利用	会 長
武田 勝	//	堀 越 区	総務・土地利用	総務分科会長
宇佐美 博敬	//	田 村 区	総務・土地利用	総務副分科会長
北澤 貢	//	林 区	経済建設・土地利用	経済建設分科会長
福澤 章	//	伴 野 区	社会・土地利用	社会分科会長
木下 秋夫	//	福 島 区	総務・土地利用	
壬生 敏雄	//	壬 生 沢 区	経済建設・土地利用	
丸山 恒夫	//	J A 理 事	経済建設・土地利用	経済建設副分科会長
田中 孝志	//	商 工 会	総 務	

氏名	委員区分	分科会	備考
昼神 活由	公共団体等の代表	経営者協議会	経済建設
大澤 俊郎	〃	社会福祉協議会	社会
福澤 勝義	〃	身体障害者福祉協会	社会
武田 伸洋	〃	公民館	経済建設
越野 清司	〃	体育協会	社会
大塚 祺知三	〃	女性団体連絡協議会	社会
金田 良一	〃	南小学校 PTA 代表	経済建設
菅沼 麻里	〃	南小学校 PTA 代表	社会
松村 良直	〃	北小学校 PTA 代表	総務
木下 渉	〃	北小学校 PTA 代表	経済建設
木下 正樹	〃	中学校 PTA 代表	社会
山崎 勝	〃	保育園保護者会	総務
北澤 智子	〃	農産物加工組合	経済建設
原 豊	〃	フロンティアクラブ	総務
壬生 まゆ	NPO 団体の代表	とよおか総合型地域 スポーツクラブ	社会
壬生 江美	公募		社会
荒木 真弓	公募		総務

計画策定の経過

(1) 総合振興計画策定委員会

年 月 日	区 分
平成 24 年 2 月～3 月	総合振興計画策定委員・キャッチフレーズの公募
5 月 10 日	総合振興計画策定委員の委嘱
5 月 29 日	第 1 回策定委員会 (正副会長の選出、計画策定の進め方について キャッチフレーズの検討)
6 月 11 日	第 2 回策定委員会 (キャッチフレーズ・指標の検討、 施策の大綱・分科会の結成について)
6 月 11 日	第 1 回社会分科会
6 月 11 日	第 1 回総務分科会
6 月 11 日	第 1 回経済建設分科会
6 月 27 日	第 3 回策定委員会 (キャッチフレーズの検討、施策の大綱について)
6 月 27 日	第 2 回社会分科会
6 月 27 日	第 2 回総務分科会
6 月 27 日	第 2 回経済建設分科会
7 月 5 日	第 3 回総務分科会
7 月 6 日	第 3 回経済建設分科会
7 月 12 日	第 4 回経済建設分科会
7 月 17 日	第 3 回社会分科会
7 月 18 日	第 5 回経済建設分科会
7 月 23 日	第 4 回総務分科会
7 月 24 日	第 6 回経済建設分科会
8 月 1 日	第 7 回経済建設分科会
8 月 7 日	第 4 回社会分科会
8 月 9 日	第 8 回経済建設分科会
8 月 9 日	第 5 回総務分科会
8 月 27 日	第 4 回策定委員会 (分科会検討内容の確認、キャッチフレーズの検討)
9 月 11 日	第 1 回土地利用分科会 (国土利用計画(豊丘村計画)の策定について)
9 月 28 日	第 5 回策定委員会 (キャッチフレーズの検討、パブリックコメントの実施について)
9 月 28 日	第 2 回土地利用分科会
10 月 17 日～	パブリックコメントの実施
11 月 16 日	(村内住民、事業者等が対象、投書意見 5 件)
11 月 19 日	第 6 回策定委員会 (パブリックコメントの結果について、基本構想の確認について)
12 月 4 日	第 5 次豊丘村総合振興計画基本構想 議案提出
12 月 18 日	第 5 次豊丘村総合振興計画基本構想 議決
平成 25 年 1 月 10 日	第 3 回土地利用分科会
3 月 14 日	第 7 回策定委員会 (第 5 次豊丘村総合振興計画について)
3 月 21 日	国土利用計画 豊丘村計画 議決

(2) 住民意見の聴収

①第4次豊丘村総合振興計画に係る住民満足度調査

期 間 平成24年1月20日～平成24年2月20日

対 象 満18歳以上の村民2000人

回 答 上記のうち872名(回答率44%)

②住民検討会

●区・自治会等

開催日	自治会	参加者数	開催日	自治会	参加者数
平成24年 4月25日	伴野原自治会	13人	平成24年 5月9日	城自治会	35人
4月25日	寺島一自治会	9人	5月13日	北垣外自治会	31人
4月25日	寺島二自治会	8人	5月24日	北市場一自治会	21人
4月25日	本村自治会	15人	5月25日	長沢自治会	12人
4月25日	奥内自治会	9人	5月25日	佐原二自治会	10人
4月25日	壬生沢東自治会	5人	5月25日	佐原四自治会	9人
4月26日	滝川自治会	12人	5月25日	佐原五自治会	15人
4月26日	寺垣外自治会	29人	5月25日	古瀬自治会	17人
4月26日	中部三自治会	20人	5月25日	大柏自治会	19人
4月26日	中平自治会	27人	5月25日	千駄木自治会	11人
4月26日	古畑自治会	17人	5月25日	壬生沢西自治会	21人
4月26日	戸中自治会	4人	5月28日	西部自治会	11人
4月29日	上村自治会	38人	5月28日	上垣外自治会	8人
5月2日	木門自治会	7人	5月28日	堂平自治会	4人

●各種団体等

開催日	団体名	参加者数
平成24年3月30日	高齢者クラブ	16人
平成24年4月23日	農業委員会	17人
平成24年4月24日	日赤奉仕団	30人
平成24年5月10日	ぴよんぴよん広場	17人
平成24年5月17日	とことこ広場	15人
平成24年5月22日	農業委員会	19人

第5次豊丘村総合振興計画

平成25年3月発行

編集 発行

長野県豊丘村

総務課

〒399-3295

長野県下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地

電話 0265-35-3311

Mail info@vill.nagano-toyooka.lg.jp

Web <http://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp/>

印刷

龍共印刷株式会社



第5次豊丘村総合振興計画

ずっとふるさと もっととよおか